軍用記

下

イ4
2478
96(3)

門 イ 4
號 2478
巻 96(3)

軍用記 巻五

目録

扇　團扇
麾　勝軍木
蜻蛉結　総角
麾扇團扇使様　保呂
矢保呂　保呂之考

軍用記第五

扇之事

一軍陣に持扇長サ一尺二寸也 地紙長六寸 紙ヨリ下ニ骨をあらはす

六寸にさだむ 骨ハ黒ぬり十二本さし 要也 上骨ニハ猫間(平考)を

うけわりしてうらにも金泊を入ル 上の方ニハ其人の生年

の八卦の形をうけわりにて漆にて金箔ヲ入ル 夕陽の所ニハ

金にて走るものを西方ヨリ入ル 緒を手にかき右にすへ大

方ノ天二寸 ふさハ其外也ふさ一寸五分斗也 叶むすびにする緒

の色ハ其主の好みによるべし 紫なとくよし 扇に折て

表

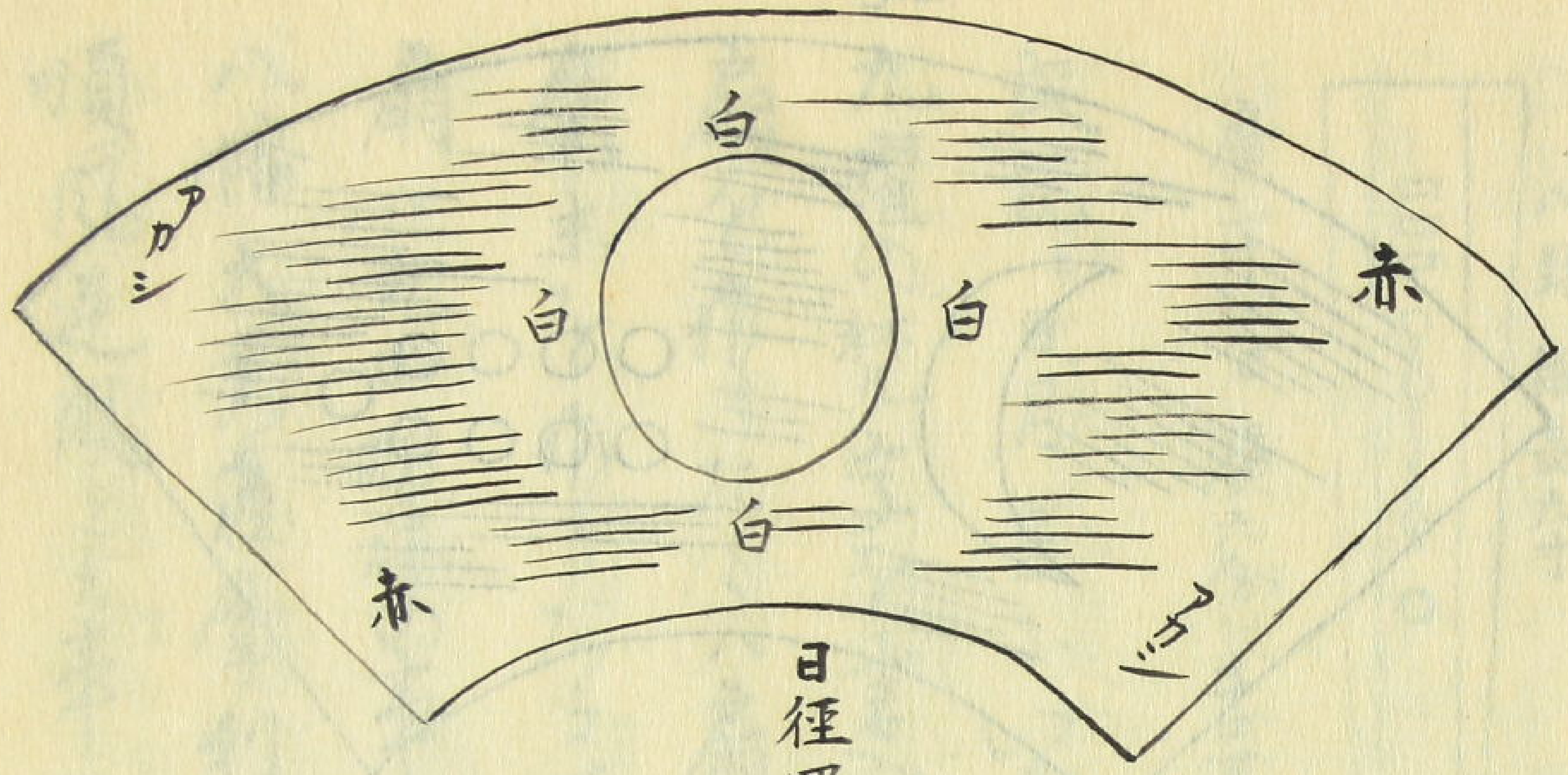

日径四寸

裏

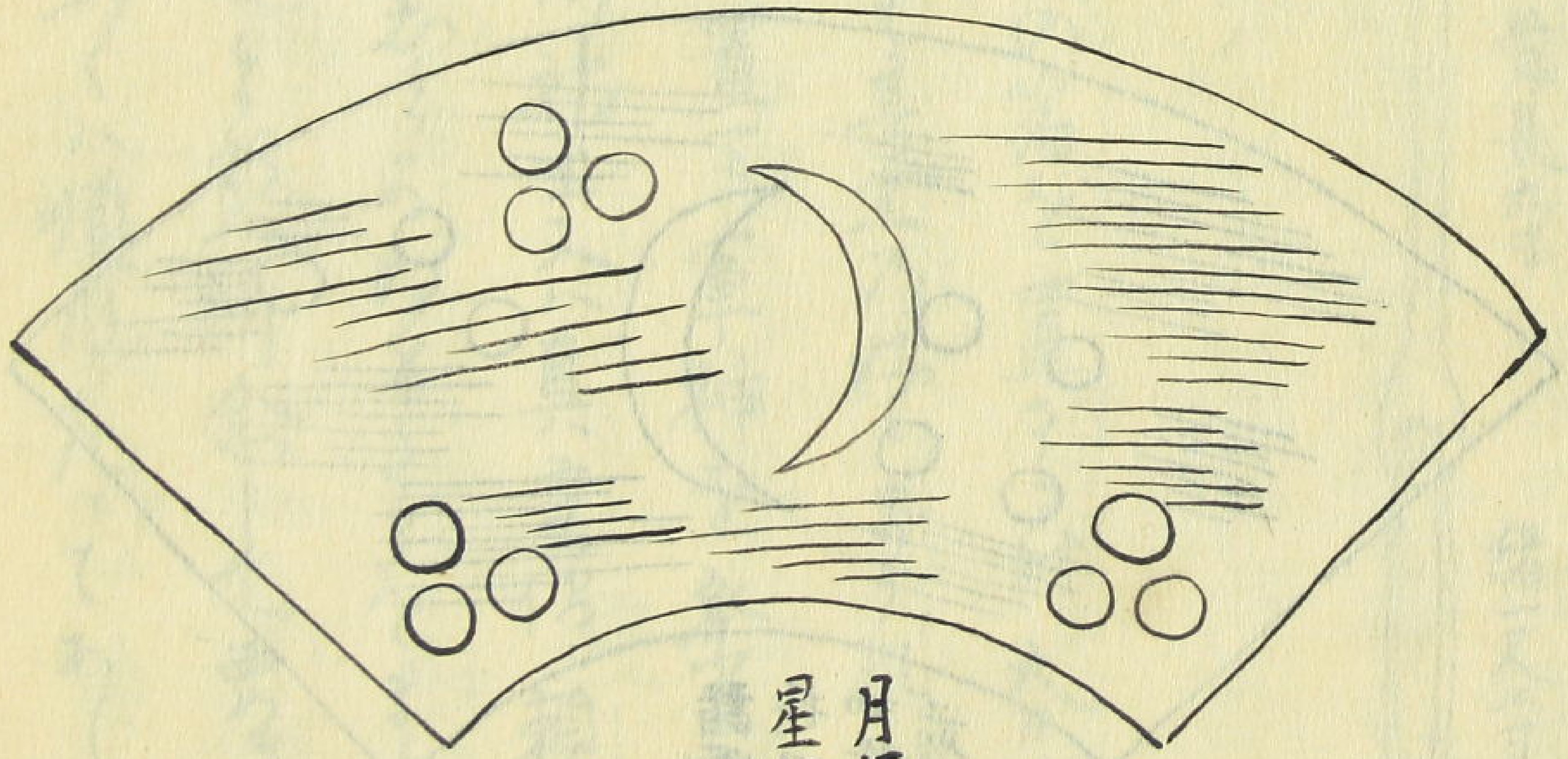

月径四寸
星径一寸

地紙の廣サ一寸二分ニおや　寸法ハ之の定也

一 地紙の事表ハ方地を白ク端々を紅ニ朱ニて色とり日輪ヲ
金箔ニて置き所々ニ金泥ニてかすりを書也是ヲ黒紅の扇
と云也裏の方ハ地を紺色　紺青ニて色とり月輪九曜星
を銀ニてくゝし置き所々ニ銀泥ニてかすりを書也右ハ大将の
扇也諸軍勢乃持扇ハ表ハ前ニ同し裏ニハ月偏七曜星書
銀泥ニてかすりを書事前ニおなじ月輪ハ半月の形也
満月乃形ハ書ス　左の図乃通りたるへし

裏

如此ニモスル也

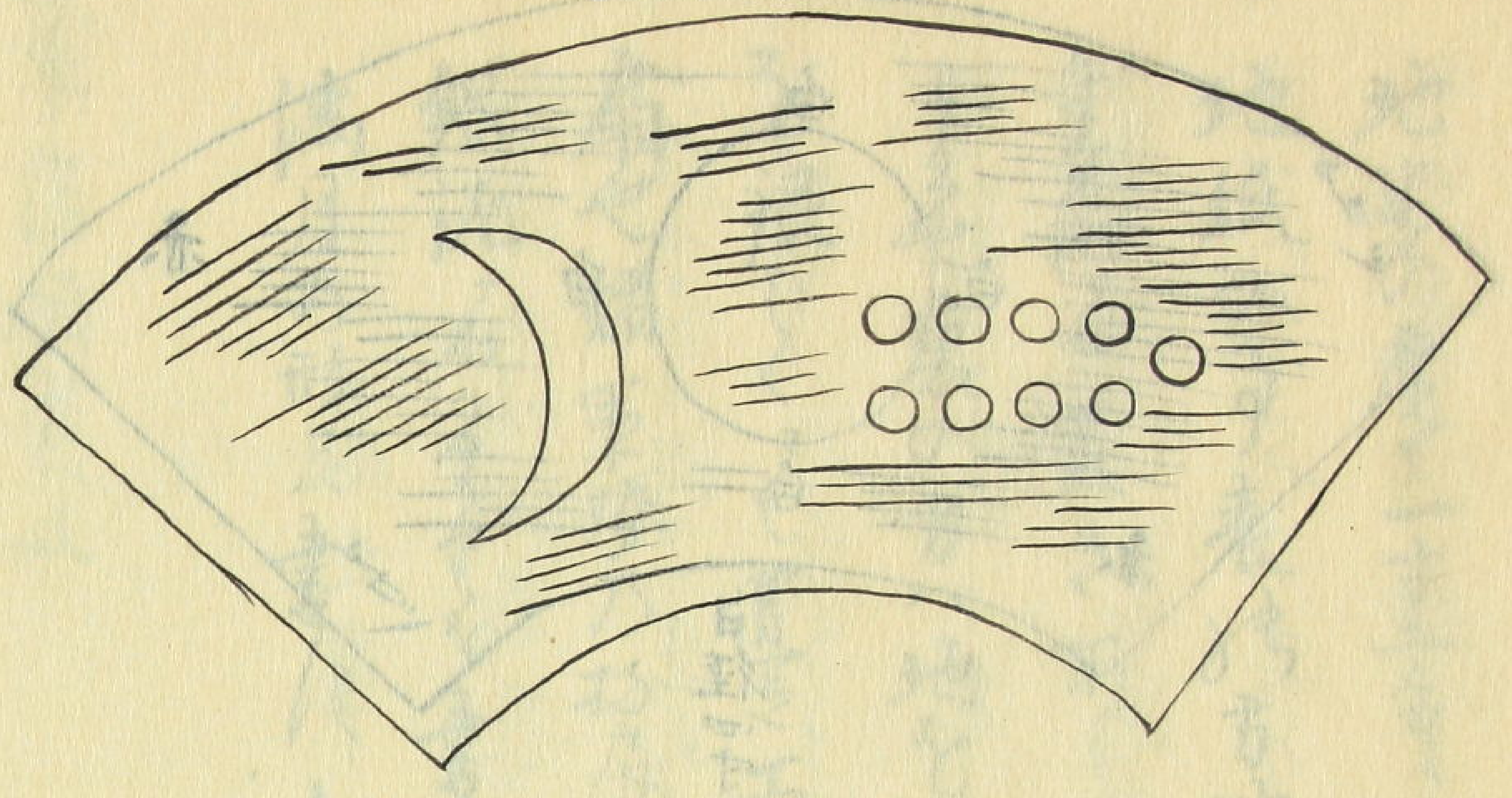

裏

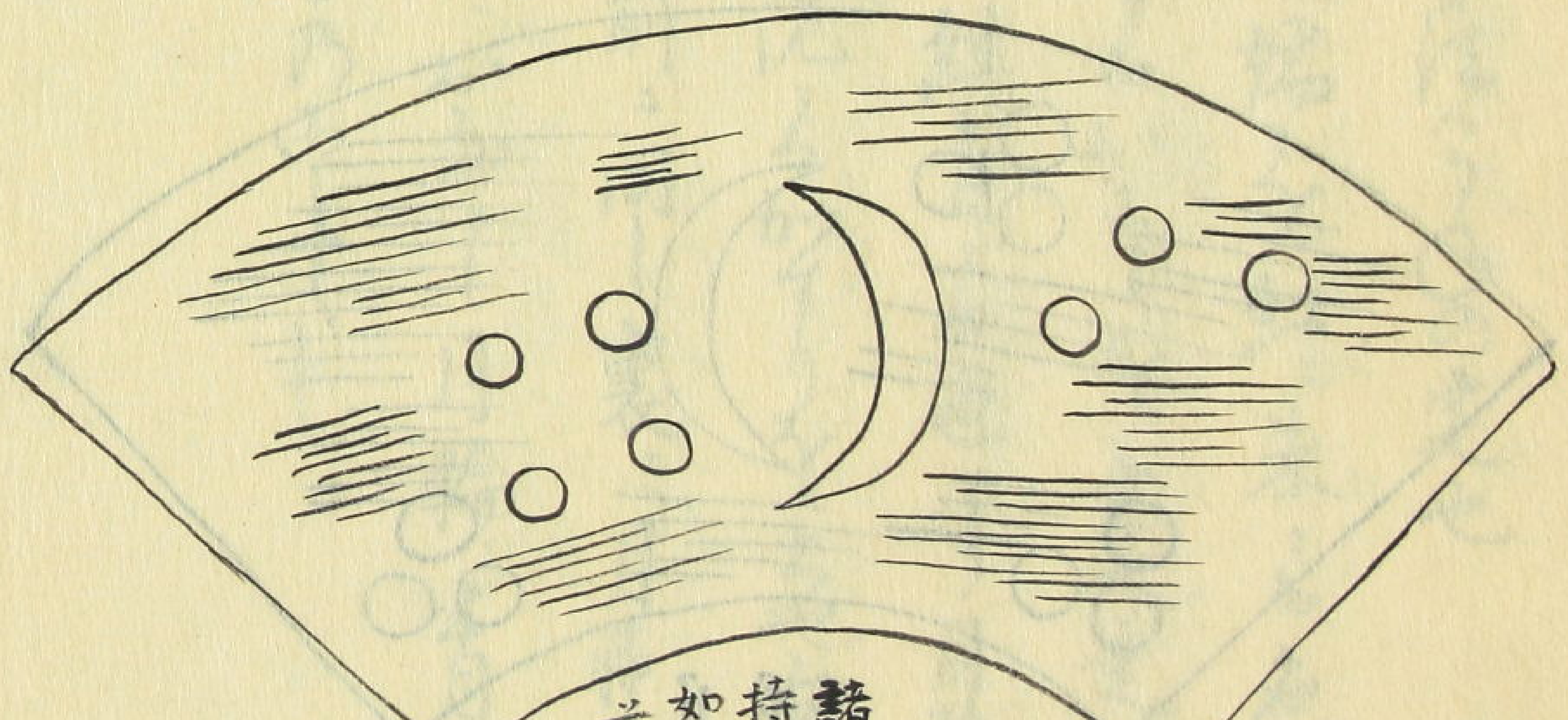

諸軍勢之持ツハウラ如此也表ハ前ニ同シ

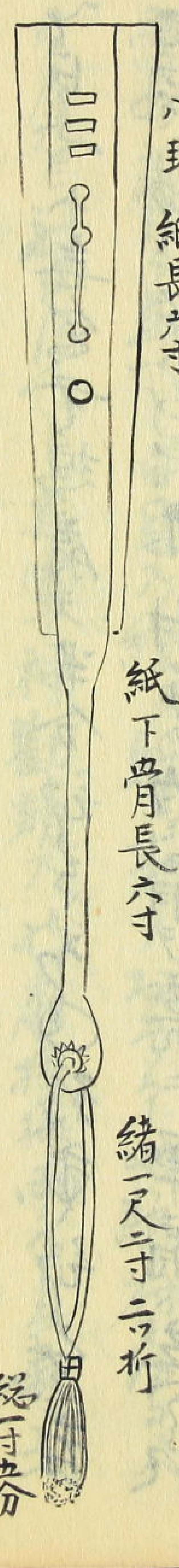

一 或説ニ日月星ハほかに金銀の箔を置たる時 大日勢至七曜九曜の梵字を書たる事あるも甚至乃好にあるへし

一 扇を作りたるハ扇ヲ神前ニ置て軍神を祭るへし 團扇麾采を作りたる時も同前 社主又ハ真言僧ニ頼むへし

一 扇ニ九の柾躰の事ハくさのあとよりぬるとまぶるするふる 八幡大菩薩摩利支天ト三返となへ祈念して要へ入るへし 二ニ順風逆風といふ事 右そわかくハ順風左にてありつくハ逆風

也三ニハ首実検の時ハ左ニあふぐや　三ニ扇ニ物を載する事
あらハ裏の方ニ置座し表の日輪ヲ拝むべし　四ニ御旗ヲ受取る
時ハ袋の緒ヲ扇ニてかけ左の手にて取ヲ受て請取るべし
五ニ敵の扇をひらいて取事要の方ニ立まハりて取べし大将見
参ニ入ニハ要乃方ヲ手前ニなし日輪乃方を地ニ向て置て総
御見也　六ニ扇ニ旗乃手ヲ直治すヿ御旗の手をよく筆ニのり
来る時ハ来る直べからず扇にてのし直ニ座し残三ヶ条
絶て傳らず此外悪敵ヲ調伏スルニハ左手ニあふぐべし左ニ
と云ふニハ無念無想ニ扇ヲ半分ひらき右ニ鏡数ヲひらき或ハ右
也調ニひらき或ハ出也　亦射手の的ニ扇ヲ立ルニ　軍扇ハ立べからず

當の扇を立べし日月乃繪ヲ射ん事ヲおそるゝ也敵ニ射落るゝハ
日月を射させるべし　亦軍神勧請乃時扇持様両手ニて表ヲ上へ
なし熱ニ高く持チ軍神之下ニ向しなを祈念すべし　亦扇ヲ
高紋ニさゝるヿ弓持時弓手ニかへし上さへ廻して差べし　又陣中
ニ立人乃所へ行時扇ヲ持て行ニ弓手ニ持べし外人ニハ弓手ニさす
帰る時ハ扇ヲぬきて　右の方ニさして帰る也　又扇つかふハ手ならひ
きてつかふべし　あふぐハ要ヲ開べし　昼ハ日ヲ表とし夜ハ月ヲ表
ニてたゝむべし　亦扇の納所ハ右のむかう腰ニ腸楯乃間ニサスベシ
亦奥州合戦前九年ハ過後三年乃時ハ幡殿の扇の要めけさる
時御鏡直垂の紋とされし　此御沙汰ありしとそ

一右乃趣傳来乃説なりけれ共つゝしく記之　然ども元来軍中の
扇を用ゆる意ハ其昔武者時ハ勿論なれば常々軍中にてハ
働強き故身勢する間扇をつかひて勢ヲ甚少なく事ハ堪かたし
古ハ軍扇とて別に作る事なし只衣の扇を用ひしや繪様など
も定なし　古書に軍扇とあるハ其之拠れなき衣の扇ハ擅し
やうに記在中古以来軍扇と名付て別にあつらへるとなれり
なれ共様々になる繪様なども定りあり扱ひなり扇の用ひ方も
勢ひをさゝへるハ次になりてさしひきの要具と称し或ハま
じなひ来りゆうるなひなる道具となりまて様々の作法
ありて秘事口傳なりとするに至りて殊の外に高くなる
の物の様になりたるなり　然れども日月星辰ヲ繪かき軍神ヲ勧請
して其物ヲ神として用る事ハ謀略の一助にも成べけれハさも有へし

團扇も亦古ハ勢をさゝへん為に扇の代りに用ひたるが是も
また様々なることを取り付てさし引の要具と定て日取方角
なども占ひまじなひなどの道具となり軍神を勧請し
て神として用ゆる扇と同断也　麾ハ専らさし引の要具に
して軍神ヲ勧請してまじなひを神にたのむ所ハ扇同断也　神を
信じ佛をつかふハ謀略の其一つなり　理ヲ以てこれを用ゆべし
明将ハ佛神ヲ信じ愚将ハ佛神につかへらるゝ也　明将も愚将も神
をたのみ佛をうやまひ信仰する事ハ一つにして其中に信じて
信ずる所にて其の差別あるべし

團扇の事

一 團扇ハ形丸し 縁りかなものニ入ル 八寸二分也 中の亘ハ上下五寸五分 丸くを内ヘ入るゝ 于紙いろぬ 革二枚合セ 廻りを縫ひ 摺サンた 糸乃両方とも縫べし 細き革にて縫也 柄ハ鉄也 長サ一尺二寸 厚サ一分五リン 廣サ七分 柄の上ハ羽乃ぬヘ五寸出ル 先ヲ丸クスル 木の方ハ径一寸程丸くして 其内ニ穴ヲあけ 緒ヲ通ス 柄ハ黒ク漆ぬる ぬり柄乃末 羽の表ヘ出る所 羽乃付きハ二寸ほど皮ヲまく 羽乃下五分斗 藤をまく 柄乃本丸き際も五分斗皮ヲ巻 緒ハ細キ組緒 長サ一尺二寸 ふさハ長サ一寸五分 緒ニ付くを ゆきへ入れ 褄して くゝり結 する也

一 羽の表ハ朱うるしにぬり 金泥にて 九曜星を書キ 中ニ梵字を書 裏の方ハ金にて ぎらとて まん字を書也

表

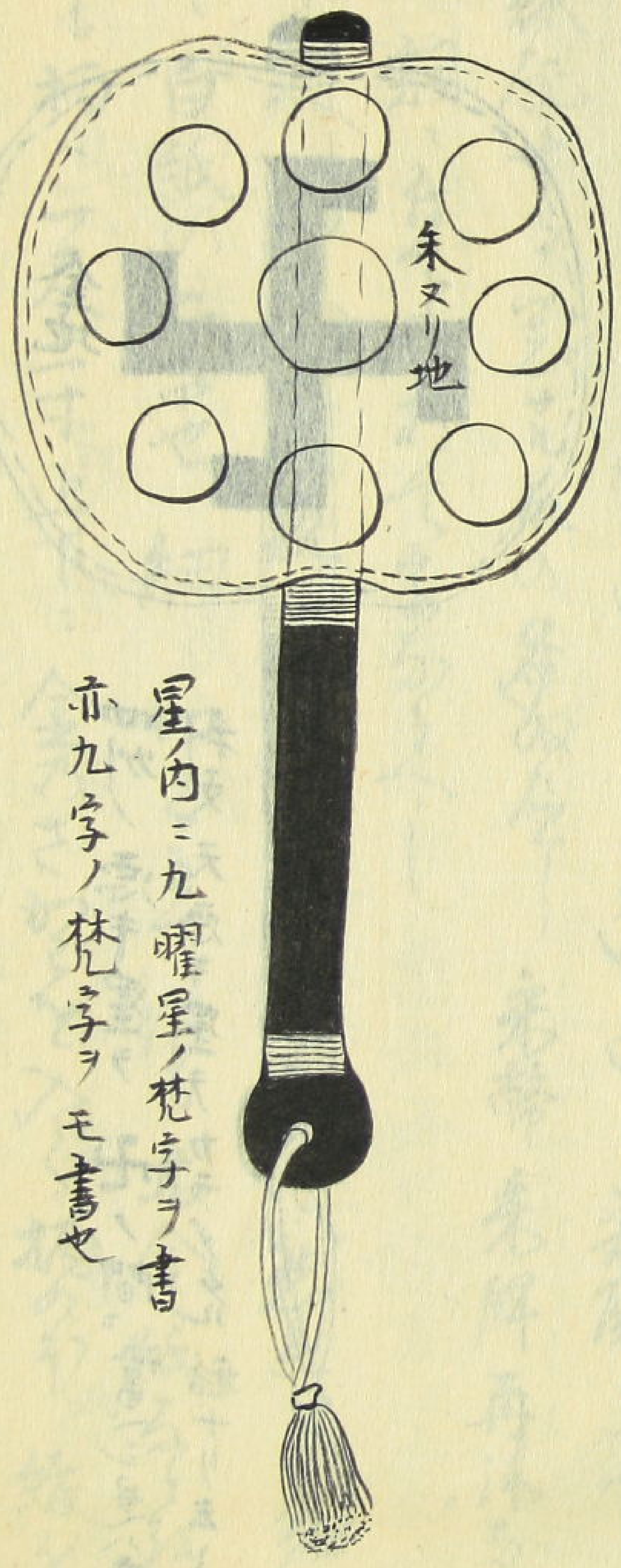

星内ニ九曜星ノ梵字ヲ書
亦九字ノ梵字ヲモ書也

裏

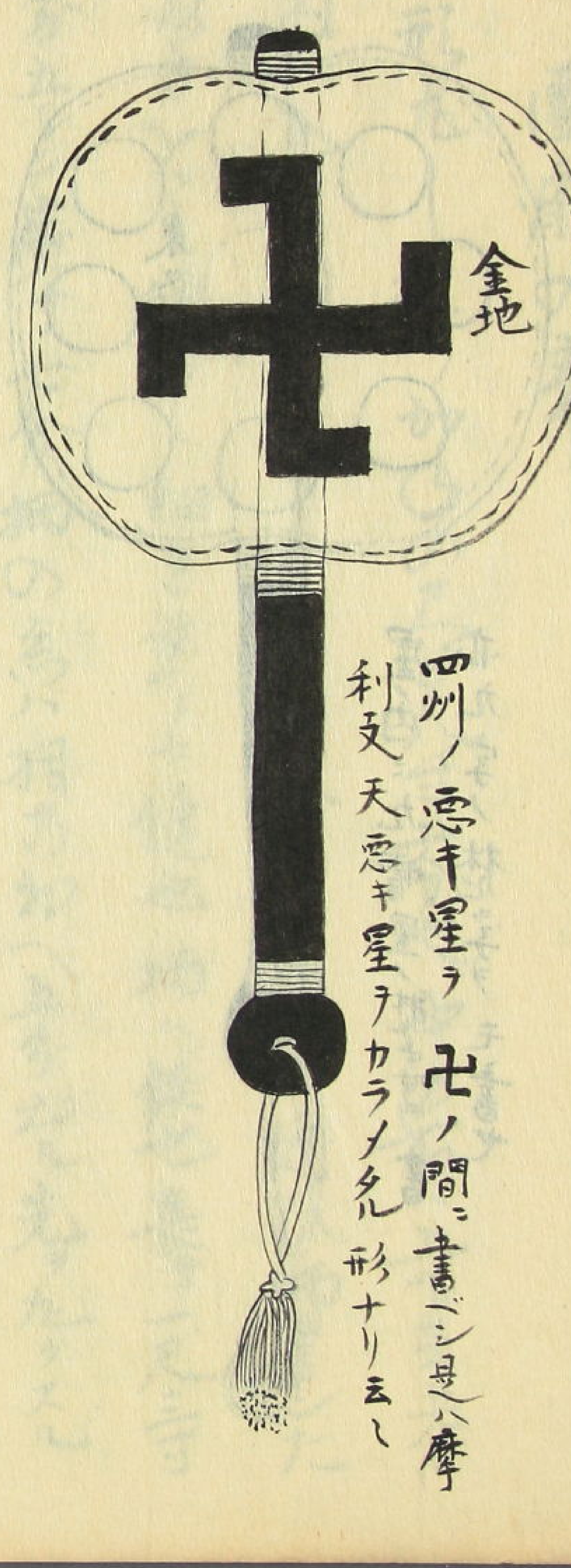

右之趣傳来乃説あるにし記之
按スルニ軍ニ團扇ヲ用ひし事古書ニハ見えず弘治
永禄年中の比謙信信玄なとの時代ヨリ用ひ始めし成へし

麾の事

一 麾も是ヲ以て人をわけ引農指揮したる古書ニハ曽而

見ゆる次第も信玄謙信乃頃ヨリ用ひ始めし成へし近代乃
書ニ源頼義朱さいはいを新羅三郎義光ニ賜ひし事記
せる物もあれとも古書ニ見えず偽説也取るに足らず
一 さいと云事ハ言葉とは道具ニさいと云事有り竿のさきニ
切さき紙ヲ付たる物也軍ニ用ゆる物も鷹乃さいニ似たるなれバ
と名付し成へし亦さいはいとも云さいはいハ指麾なり
人数を指揮する道具なれハ名成へし 采幣 采牌 再拝なと
と書くハ誤ニ依ての当字なるへし
一 さいの拵ハ様々有りて一定ならし然れとも多
くハ朱紙と白紙の二品也細く切さきて作り亦金紙なと紙
用ゆるもあり柄ハ一尺二寸上下ニ金乃さかりを付柄のわきニ緒を
付る右乃類ハ愚意ニ叶はず予ハ親戚の家ニ

東照宮乃取り給ひし御麾ヲ拝傳へたるを拝見
したるに近代世に用ゆる物トハ大ニ違ひたる思意ニ啓発
アリ依之かの御麾乃趣ヲ左ニ記ス

犛毛ハ髦牛(ガウギウ)ト云獣ノ尾也色白ニ尾筒共ニ切テ切口ハ金物ヲハメタリ
長サ二尺七寸アリノ毛多ケレドモ甚軽シ髦牛ノ尾ハ俗ニカラノカシラ
ト云フ物ナリ唐ヨリ渡ル物ナリ

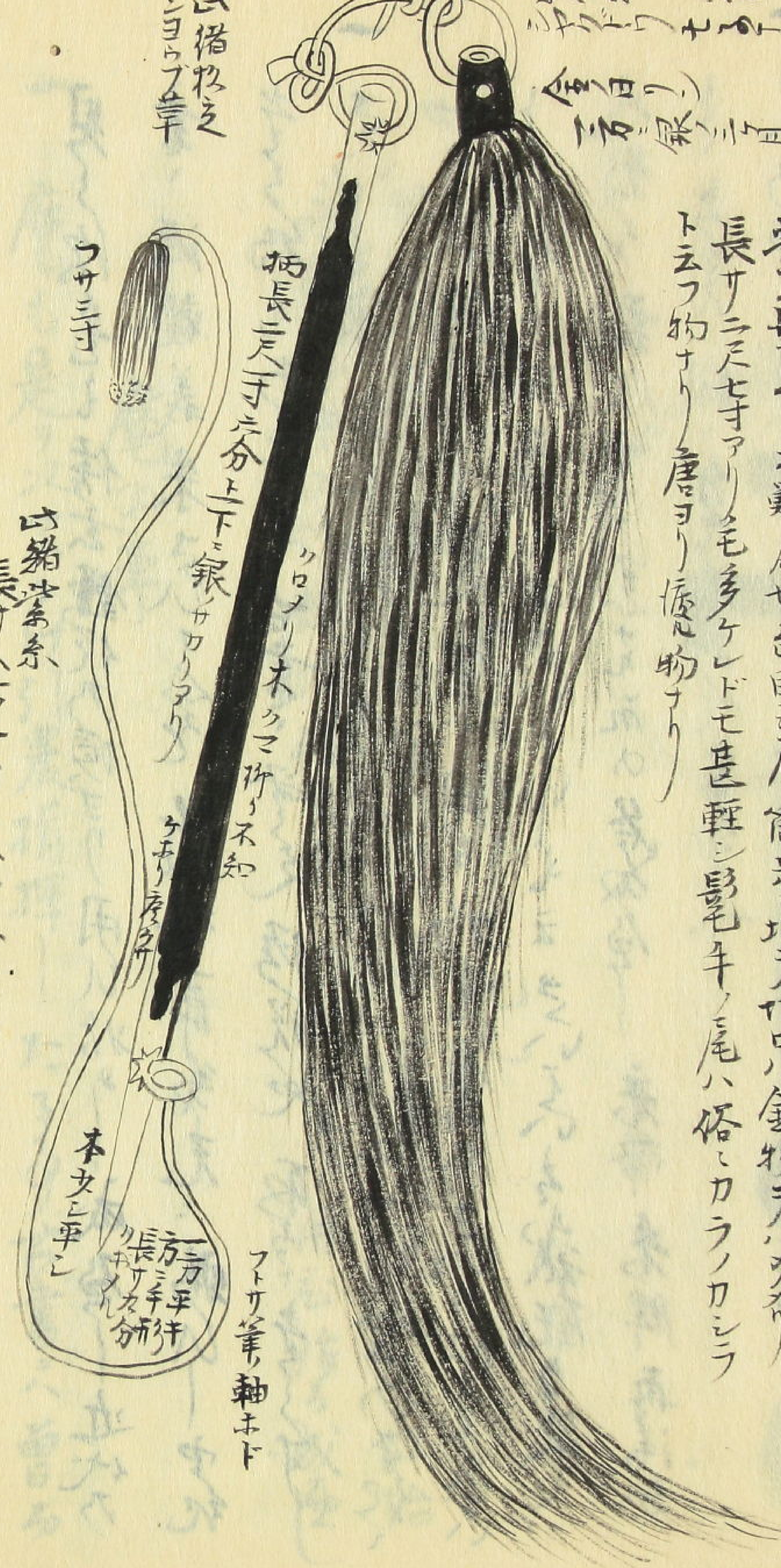

一軍陣ニ勝軍木を用ゆる事　昔聖徳太子守屋大連と戦ひ
たまひし時ぬるでの木を削りて四天王の像ヲ　きざみて項に
上に置て戦ひ給ひけれハ　太子軍ニ勝たまひしかバ　摂州
四天王寺を建立したまひし也　其名例ヲ以て　ぬるでの木を
勝軍木とも　勝木とも　名付けて是ヲ軍陣の時用ゆる也
勝軍木ハ和名ニ　白膠木とも云　ぬるでとも　ぬでとも云木也

一軍道具乃緒ヲ　とんぼう結ひにする事ハ蜻蛉といふ虫ハ
跡ニ去る事をせざる物也　依之とんぼう結ひを用也

一あげまきと云事　あげまきの一名をもとんぼうむすびと云
也あげまきもとんぼうの形に似たる故也

一 麾のはい様定法なし 大将乃定ニ依て然るへし 常ニ軍配ニつかひ
馴し置へき也 然とも常ニハ 左の手ニ扇団扇も同し也
進めと云時ハ 右脇ヨリ 左乃肩の上へふり上る也 三度ふる
止まれと云時ハ 左振ニ 右乃肩の上ニ覚上る也 数日前
左ヨリかかれと云時ハ 左の手ニ持て 右へつき出してふる
右ヨリかかれと云時ハ 右の手ニ持て 左へつき出して 帰る
新手を出せハ 横ヲ知らニハ 横ニ廣く 一文字ニ帰る
敵乃後ニ廻れと云ハ 手をとるさし上 手ニ輪ニふる
軍勢をまとめて人数をあつむるニハ 前ニて輪ヲふる
物ニ手ちがひあれハ 字乃かきくる大方を知らせんが為ニ記スせ

一 右之趣定法ニハあらす 大将乃心次第なる 何様ニも相定有度し

保ロの事

保ロ衣作る事 長五尺八寸 五幅ニ縫也 但三幅 弐ハ二
幅半ニモ 其人の仁躰ニヨリ 幅数をきめる 本或云五幅也

一 ひた数之事ハ 両方ニ 十重 一方ニ 五重とるハ 四方十重

一 ひだを取る事 其ひたのごとく余る 折る 緒ニ下
三寸斗 間をと置る ちぢみ 糸にて 縫付 両方え
ヒ先組也 糸乃色ハ母衣ニ 組紫 緋 ...
かみの上乃余り一尺二寸残す ... 不寸二分
... 其円小紋ヲ付置し ... 紋ヲ付る事も ...

才也

一 千どりかゞりに通したる間に幾方も 折緒を一筋づゝ通し
両方をふさぎて両方にむすぶ

一 緒ハまろし 本式也 織色たるべし 但略しては八ツ打之
唐物ハ御免にて用る

一 保呂并あげまきハ乃るは あるは内のむすびの糸を御鏡
の上より引なるて通ける事り 始出るも而應神御子仁徳
天皇の御時二毛の始り様を改めらせける様あるも
て本とする 此保呂ハ胎内に子の清まれし 胞衣也 比丘僧の
袈裟 袈裟あげまきも 是也 て魔外道の障難をふせぐ其表

躰也 生する時にも 是を生衣と始 次死する時も是ヲ
死衣乃始とし着する故に人乃死滅にかぎりて此袈裟
なるべし也 保呂衣をうくるもあげまきも 此心也 保呂衣
造立テ知智僧に加持せしを受て着へき也 袈裟保呂衣
等是皆其元神乃変作也 可秘云々

右母衣之記 終

右乃繪并口傳 左ニ記ス

保呂衣ノ図

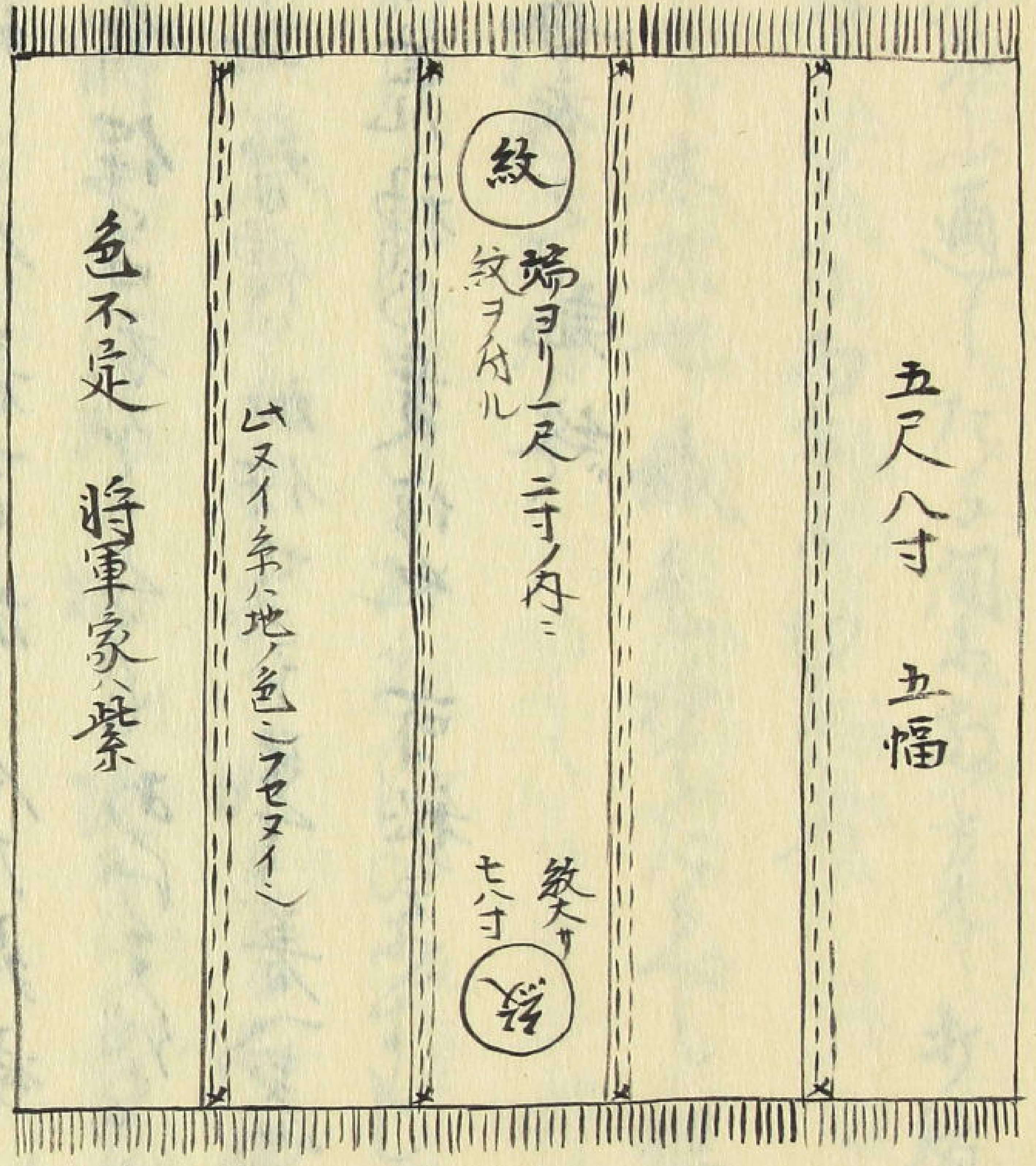

三幅ナレハ 長三尺 四寸八分
二幅半ナレバ 長二尺九寸

何レモ多分ハカリノ定也

本式ハスゝシ
其次ハ千リ
略ニハ 布也
織物ハ本式
ニアラザレ共
太名ナドハ押
テ用テル也

本文ニ両方ニテ結ブトアルハ此事也緒ヲ両方共ニてもとりうけの糸こうよみ結ふべし

同包ミ之衣 ちらとりかけて さし結ヲ返し之図

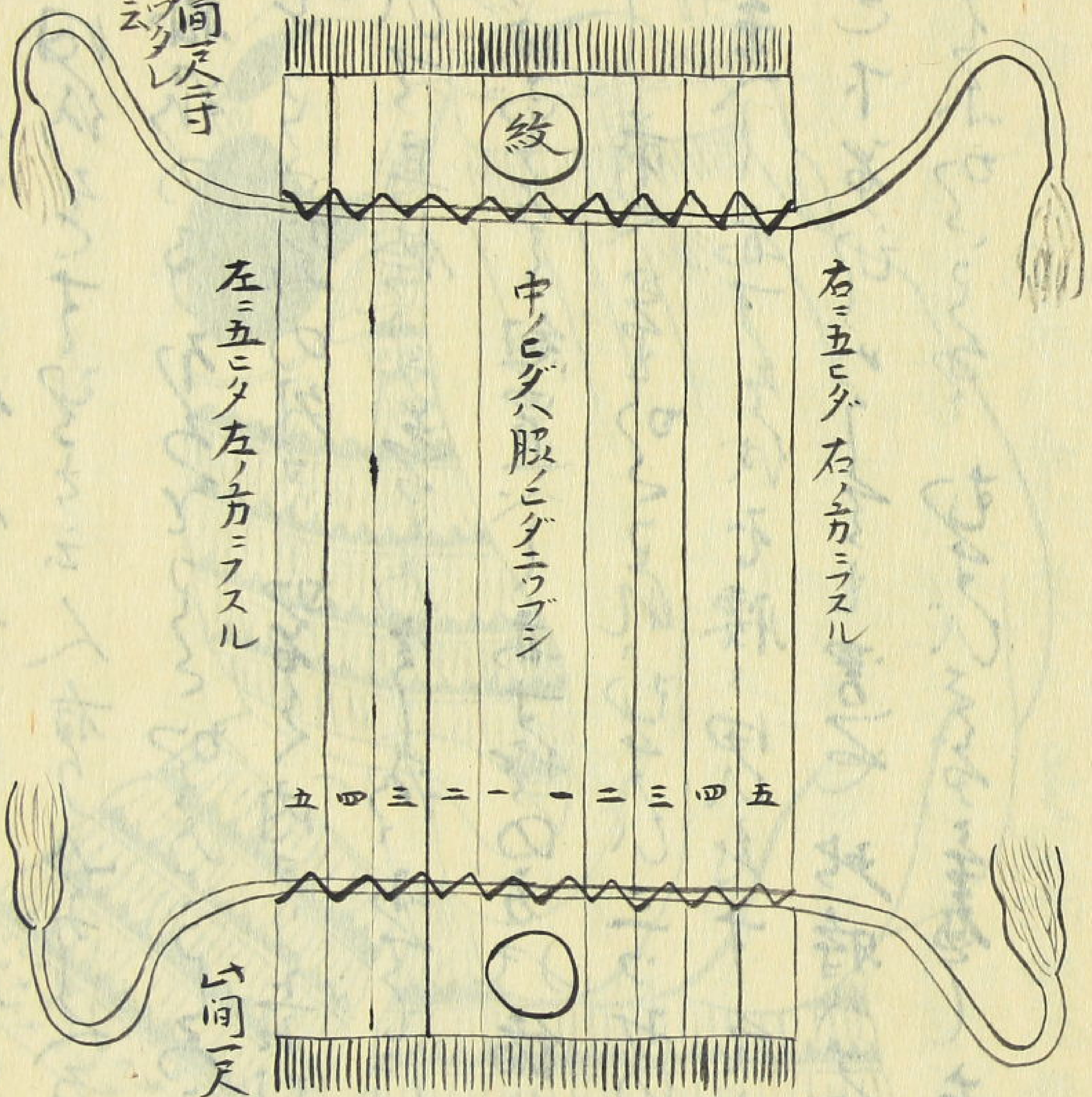

緒長五尺バカリ三幅二幅半ノ時モ同シフトサ矢篦ホトニヤワラカニ組タルヲ用色定法ナシ紫色ハ平人ハ斟酌スベシ 将軍家紫也

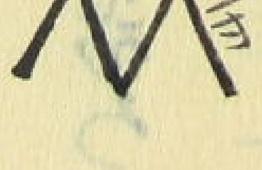

なるを見急なる也　是をハいそぎなる也　近代なる急に
なるを用終をすへきと云人有り　然しなる紐　銅也
ほろ掛紐のなり　ふろを少くかけのうしろにあて緒の
両方をとりてかみの外より　かけて内より上に引出し左右
むすびて其餘りを左右へ下げ　ふてもつれぬ様にむすび
三ツ打のむすびにて　組置べし　尤すそ板の方に緒ハうしろの腰ヲ
引出し　前にて是をかけてむすび　三ツ打の如く組ミかし
置べし　尤すそ板で腰に纏ひ付すて其のまゝ
無之下帯をしめても置也　此時ハすそ板の緒と鞍の
のきにかけて　むすび下ゲ置へし　左右共に同し

一 孝能守前のかぶとハ傳来したる古代のかぶと也 何れも古
代甲冑の形をみるに其頃の遠ハおとしても右の鉢耳
大かた似たる也 近代のかぶとハ其躰直く様く異形の物ありて
錏を前にも多く付て其緒にも色ゝありてさまざま也
錏を前にて多く付たるハ顔を包むため也 古代の錏ハ顔を
包むためなし

一 ほろといふ字を三代實録にハ保侶と書 枝葉累記にハ保呂
と書 東鑑にハ母廬と出 下學集 挨嚢抄などにハ幌亦
母衣と書たる也 是等ハふるき書に用たる字也 近代の出
來源氏にハ武羅ト書 平家にハ神衣ト書 藤原氏ニハ綿衣
ト書 橘氏ハ母衣ト書ト云へり 是一向何の証拠もなき
偽説也 用ゆへからず 布服說ト書も出所無之 亦幌の字を

ほろとするも是文字ニ詳ならず 幌の字ハ字書にも韻書
にも無く 後代の人の偽作したる字也（幌ノ字ハ字集 挨嚢抄ニ是タレドモ用ルニタラズ）
母衣と書くハ母廬衣（ホロキヌ）の盧の字を中略したる也 昔外国
の後漢の王陵といふ人 母親衣を鎧の上に着して武勇をふ
るひしと云 ありてこそよりて母衣とも云くとも 又赤き母乃袷
同じあるとき袍衣をとりて流矢を防くといへり 軍中にハほろ
ともつて矢雑を防く故 袍衣の如く母衣と書くると云説
ハ皆母の字を付て後に作為したる偽説也 母盧と出る事
母乃字ニも盧の字も何の忌嫌なきことで そのかぶとといふ何
つまてほろの音をかりて書たる也 保侶 保呂なとゝ書も何
事也 かやうに書を假字とも萬葉ふ書とも云也 なほ
くわしき子細ハ末に記ス

一 保呂を作るにハ吉日吉时吉方に向ひ押の本地尺高を押の如き板にて裁合し裁つ時ハかたな刀を前へ引へからす向ひ切り合りて裁へし 吉方ハ開神の方也其日の支より三ツ目の方也たとへハ子の日なれハ子丑寅と三ツ目なる寅を吉方とするなり さりなから忌の方ニ当るならハわろし必ずとハ必むへし其時ハ玉女の方ニ向ふへし玉女の方ハ其日の支より九ツ目也 吉時ハ子の时ヨり巳の時迄陽分の時ヲ用へし

一 保呂をつくる時ハ北斗の星をうしろにあて其ハ東ニ向て八幡宮を禮拜し祈念しつくるへし

一 保呂とハ一領二領ト云也

保侶乃考

一 ほろといふ物其始詳ならず 或ハ仏説をまじへ或ハ唐土の故
事を述へたれども 天竺にも唐土にもなき事と云 わが国にては其
始説皆偽也 応神天皇仁徳天皇神功皇后住吉大明神
なとより始まると云説も 正しき古代の記録に見さる事なれば
皆偽也 其始の知れさる事ハ考へさるより 古きをよしとす

一 古代の記録に三代実録と云書あり 其書に清和天皇の御代
貞観十二年十二月 対馬の国司小野朝臣春風といひし人起請二
事を進ス 起請トハ願書也 二ヶ条也 其の起請の一ニいはく軍旅之儲
要在甲冑 甲冑雖薄助以保侶 望請以調布縫造保
侶衣千領 以備不虞云云 此文の心ハ軍陣の用意ニハ
甲冑ヲ第一とすれども 甲冑ハ薄くとも保侶をかけれバ甲冑
の薄きをも助くる補となるべし 依之百姓とも分調物ニ献上する
所の布を以て 保侶衣千領を縫ひ造りて 不意の事あらん
の時の為ニ用意し置たり 此文をよみ 読ひやすくなり
右保侶を以て甲冑ヲ助くる心を能く考へ味ふべき也
布の文ばかりを以て撰考ふれば古代保侶ヲ用ひし事ハ矢ヲ防ク
風をうくる為なるべし 布を竿にかけ垂れ下げて布のひらめく
所へ矢ヲ射かけて見るべし 布ハたるみある故矢のすゝまず
勢ひ弱くて透る事ナキ物也 是を以て保侶の矢を防き甲冑
乃助となるべき事を思ひ見るべし 其矢を防くべき様を考ふる
ふるくの上の緒ハ鎧ニ結び付け下の緒ハ腰ニ結置たるを矢ヲ防
べき時ニ至てハ腰ニ結たる緒ヲとききて ひろげ後ヨリふくらかして
の上を越して前へ下て 下乃緒ヲ鐙ニ結付て 進ニ中るぞ

矢ハ鏃にあてたるなるべし又昔は鉄形高角なる類ハ皆是
なるを守る時母衣をかけ置しが為にくるくるたなびくの也
らをおたる物なるべし是城攻の時抔中ゟ雨の降る如く矢を
射出して城際へたやすく寄る事叶ハざる時右の如くなるを
かぶり矢をしのぎて城際へ押寄するなるべし母衣ハ軍斗の
災難をよくふせぐ為に鋳るを以て博るも矢をふせぐ故の事
なるべし近代の如く母衣に籠を包みて肩ひ出してさし物かし
たる斗なるハ邪魔になるべし災難ヲまぬがるゝ道具也
母衣の掛け様古今相違有り近代母衣籠なる母衣串
なと云物を作りて是を母衣にて包みて肩に負也 災なかる
と鋳るとも吹く難し母衣と肩にかくべきものなし古代の母衣を
籠なくとも何ヲモ包む事なし 既に前に繪圖にあるハすがた

亦古代の繪師のゑがきたる繪を見ても知るべし其繪を見
頬に母衣の緒を上にとりて鎧に結び付たるが左右の端ハ結に
て中ひ付たる躰もなくくるあきて中程ハ風をふくみ
たる様にゑがきたるもあり又六乃端をえ腰に由ひ付ずして
旗の如く風になびくさまたる躰にゑがきしもあり亦義経
詑衣川合戦の条に武蔵坊ハ立ながらにあひて死に打合ひする
其のどぶゑをかき切る迄血出る事ハかぎりなしよし母衣の
人なとハ血あひなどするべし 辨慶ハ血出たるハいかで血そ
ぶくしては人をも人と思はゞ前へ流るゝ血を鎧のうへに
あつまりて母衣にかゝりて流れたる様に彩するハ實なる
法師ハわきまりゐるべし左は前にも母衣をかけたるなるべしや
けるなるべし前へ血の流るゝを見て前にも母衣をかけ

たるぞと云ひし人血の流ありたるを母衣を無れたるやく要はやこに母衣てありしを出るを八母衣はひろく中り入すへき心を書たる文也亦太平記新田義貞朝臣攻の条に尾花の毒をとる風ハそこの身を読めりし母衣の手にあまる事を記とあるも母衣の手と云もそこの手と云ふに同しく我の方と云也さて母衣にるるものあまりしハ風に母衣のすそをはらびくを云ふ事なと云也これらのふるき書に見えんとする趣なり古代ニハ母衣に何をも包ざる事なりけ故も違たることを記

一 建仁三年九月九日実朝公始て鎧着し給ふ時小山左衛門尉朝政足立左衛門尉遠元等甲冑母衣等を着之れ次第故実を執権して悉披露する由東鑑巻十八に見えたり母衣組様故実ある事をしるべし 故実と云ふ事ハ家々にありて 秘りめ多るべし

母衣を冑ヨリ懸くる図

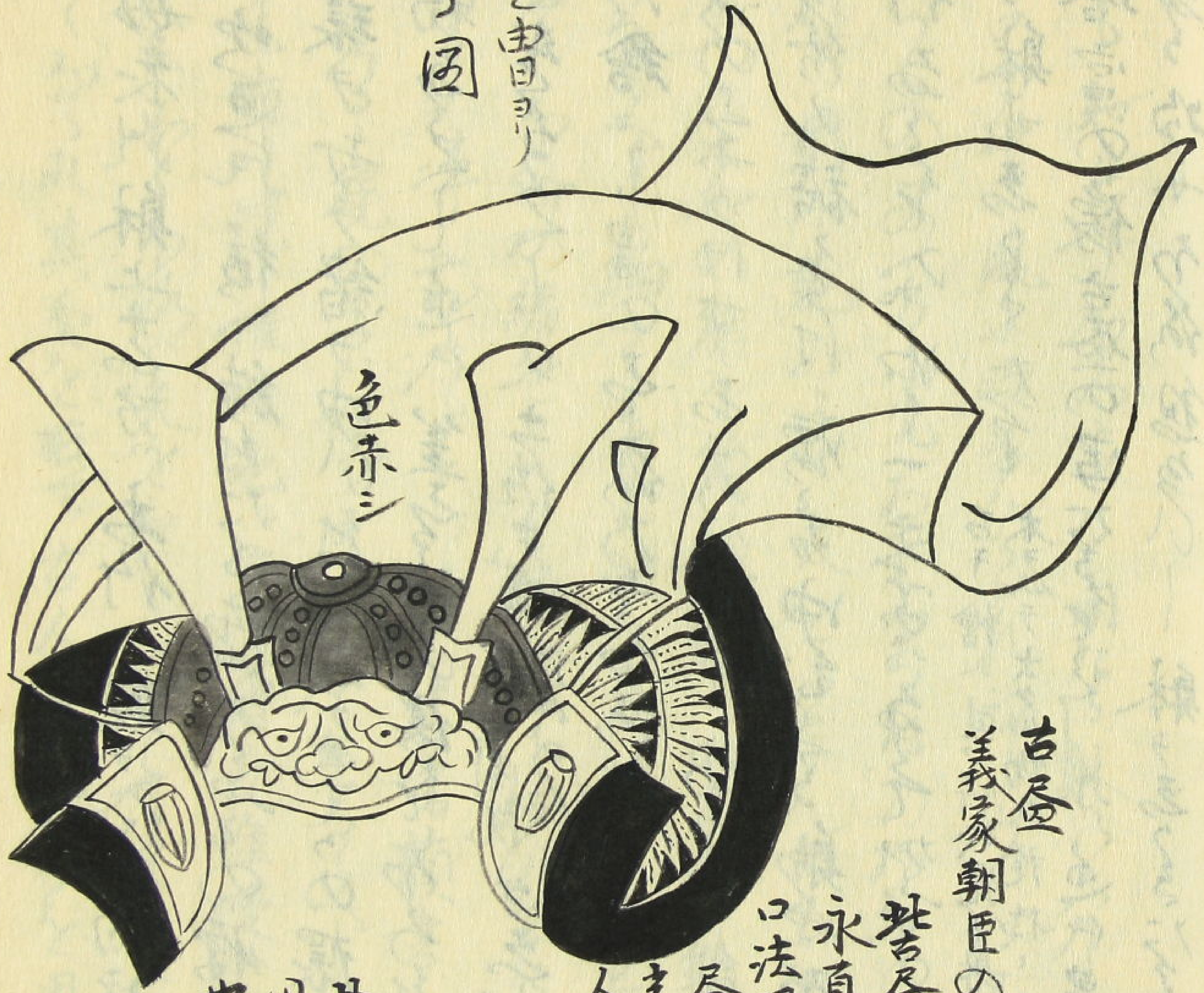

古画
義家朝臣の像ニ見シタリ
此古画ハ狩野探幽同永真等が見テ粟田口法眼ガ筆也ト定メシ画也粟田口法眼ハ光厳院の御代の人也

此絵の母衣を見テ母衣ニハアラズ笠ジルシ也といふ人あり非也

右の母衣は躰上より方に木竹の類ヲ入て両端に緒ヲ付て
胄の吹返しに後へ結付たるものなれば母衣の腰は返しの後の
邊に環ヲサテ緒ヲ通ひ付る成へしこの環なきものもあれと
云物なるべし 近代 笠じるしの環と取付る環をいふ
ともいへるなるべし 又 土佐光信 後花園院御代の人 が書かれし一ノ谷合
戦の繪にも胄の上に母衣の台を引かけたる形も有り 又
まなこのよろけず上より掛る躰も有り 何と
も母衣の裾をは腰に中をしたる躰也 母衣の上の方を
木竹なとを入て其の一文字は長くて加ふるの縁を引通し
たる躰に書きたるも 古キ繪ハ其ノ時代見ル躰ヲ書キ亦古キ繪の本ニ依テ出タル物故種々ト有也
大塔宮の像古画の写たるを見しに 近代農母衣串ト云
様なる物に母衣組たりし 躰ヲ書きたるも其繪の筆者モ

一 誰とも知れず母衣串を用たる躰なりしき 繪也されども
母衣のすがたハ風に吹なびかされ初めてなきたる躰、繪にけり
一 鐙のこのみの方に見えたるものあり乃母衣 古ヨリ見れ
ず 後世 前に記すごとく 夫を以て母衣をかけし
時なるのすがたの緒を鐙の母衣付のあたり 据付置るもいふ
なしなるべし 細き流る母衣付緒あまたに下りたるを以て
付置くも母衣の緒をもつて取通し結ひ置たるも
一 幌乃字の事 何れも云ふごとし 字書韻書にも見へ之推量ヲ
以て考るに 幌の字ハ幌ノ字の書きあやまりなるべし 幌の字ハ字彙
書にも有り 幌ハ帷幔也ト字注有り 帷幔ハ幕の類なれ
前田茂云 如く 母衣ハ矢をふせく時ハ身にまとひて前へ垂して幕のごとく
乃如くなれば其義を取て古人 幌の字を用ひたるにて

一

文字ハよき人幌の字巾編を見きて糸編れて縨を書くべし

ほろとハ何故名付るぞと尋ル尓 ほろハ昔ハ保侶と云詞乃縛したるや 縛する八其語の字体あらわりけるとなり

ひトホハ五音相通之名也 ハヒフヘホノ相通アリ 是下ろも五音相通之名也

ラリルレロ相通アリ ひほとは ひらめくや 色々の色もひらめく故の名也

帰人の装束にひほと云物有 鎧中下之物也 是もひらめく物也ほろもひらめく物なる故ほろと云 詞を轉して ほろと名付たるなり

一

母衣の形 近代ハ大ふくろ異 ほろの用ひ方絶えてたゞ古人なし 依之愚考を記スる右のごとし 古代のほろまもかつてのうりめハかさね又掛緒も出てかつらめかしとらえたり

右畧按の趣を繪図ニあらはすや 又曽薄とも以之とも
馳る尓保侶を以てすと小野篁風ヶ書し 詞の意を採り亦
古書ニ見たる保侶の掛様等を考へ合せて畧按を免く
雖しそ記す者也 近代の古路の如く飾るなどを包てさす物ニ
するニあらし 然るに以る物を無益の道具なと類べし
母衣の作法 態谷流重山流㠶武流などゝ云事を業ニ
習するもたしかなる據処もなく以ふ加しきる事なれハ
一向ニ取るニ足ズ 又近世ニ至て出る様なる物を繪等ニ
しるし是古代の事さきなく以る物也 など云説有り用ニ
たら足 出形も未造す援もなく偽作物也

一 保侶を竪てみ候 竪ニ二ツニ折 亦二又二ツ 亦二ツ 以上八ツニ折也
横も右の如く八ツニ折也 是定法ニ以て八非也 大躰此式ニテ宜しき也 是ハ五幅五尺八寸の
保侶の事様也 小キ保侶も是を略して能程ニ取るべし
一 保侶袋ハ錦 其外織物ニて縫へし 裏ハすゝしにても練又
にても用べし 色ハ表の地色ニ随ふべし 取色も何か作に
ハ保侶の大小ニ随ふべし 五幅五尺八寸の保侶を入るゝたる大サ
大方竪三寸余 横七寸余なとあるべし 袋を其寸ヨリも少
やゝ竪一尺二寸 横四寸ニ縫べし 両方の口を取ところなく
へし 両方ニ緒を付る 長一尺にて 色ハ何色も用ゆべし 紫ニハ
平人ハ斟酌すべし 将軍家御用色也

保呂袋ノ圖

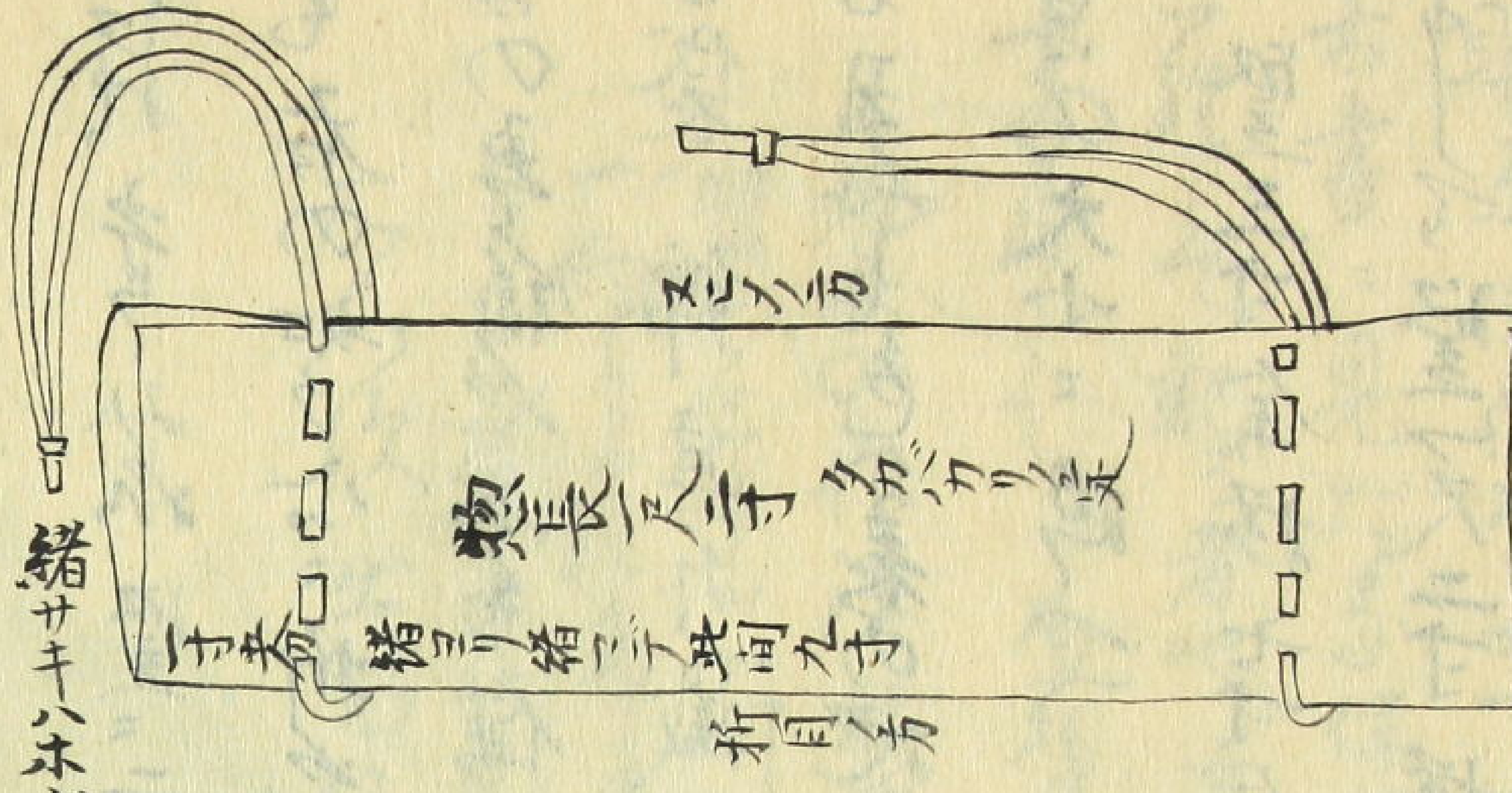

緒サキハホドキテ一ツニクム長一寸ホド

保呂ヲ入タル圖

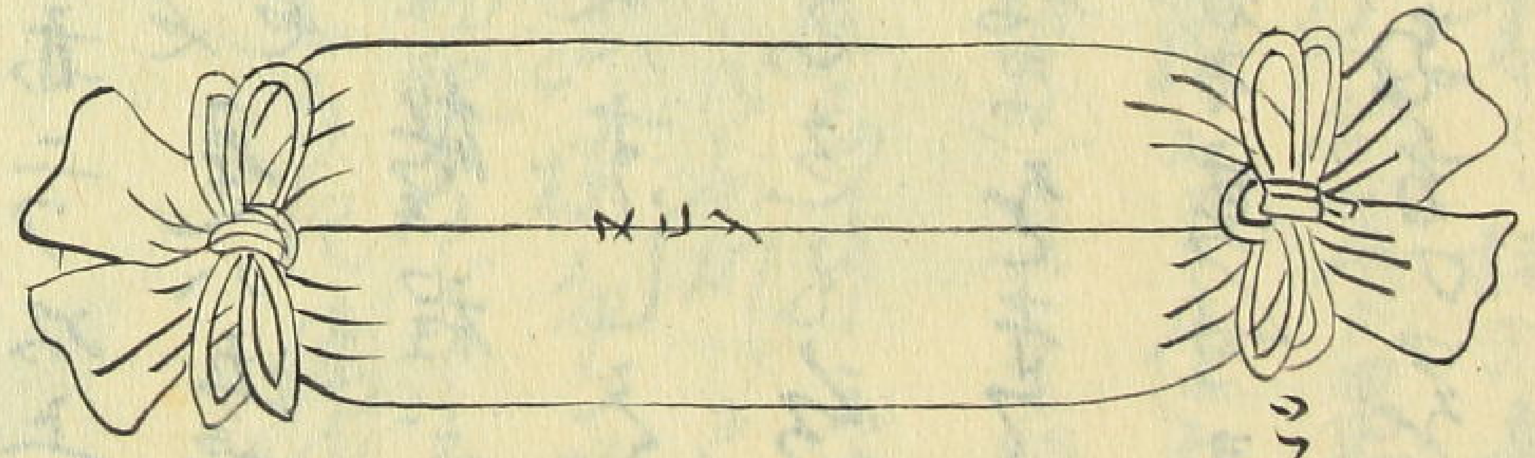

矢母衣裝事

一矢母衣ト云物上古ノ書ニハ見エす中古以来の物欤元長の
随兵日記ニ 此書文明十八年記之 中原元長之筆記也 或ハ矢母衣の色ハ紅かえぎ同赤諸
くまなどハ朽葉ねりぬきもすべし但かろたき小家のもんをぬひ
出す織物なし同矢をうけ母羽の通りに二ツ引両をぬひても
付る也 物ゝ矢ぶろをかける事ハ異儀もなし 土佐光信が
画きし一ノ谷合戦の繪并土佐某が 実名不祥 画がきし結城合
戦之繪などにかうけたるに矢ぶろかけたる体を繪がきたるをそ
乃矢ぶろ絵ハ四色にも紅ゐ白く二ツ引両をさきぬきなどにあらは
夏ひたる武者なども書たるも多くみえたり此ハ矢ぶろ
かけたるハ一つも見えず我家に伝来の矢ぶろの作ならへ
やうたかしがたし

前ノ圖
靫ノ前ナル方也

端ノ方様糸ヲヌキハワス分一寸

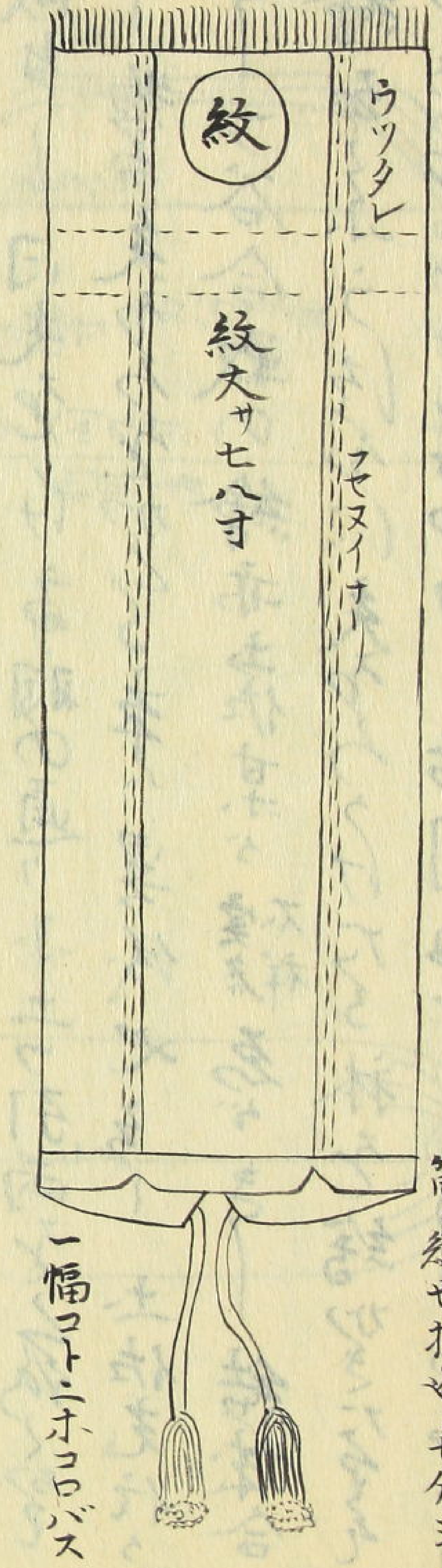

外ハ折返シ緒ヲ通ス様ニ筒ニ縫也折返シ七分斗

一幅コトニホコロバス

ハツシタル糸ノ端ヨリ是マデ一尺
此二通ノヌヒノ間二寸也上ノヌヒノハ無之下一通リ斗モ縫也
羽通リニ二ツ引両付ベシ
紋角ザル丁モ人ノ好ニヨルベシ

此间一尺
右ソコナキ袋ノゴトシ

後の図
靫ノ後ニナル方也

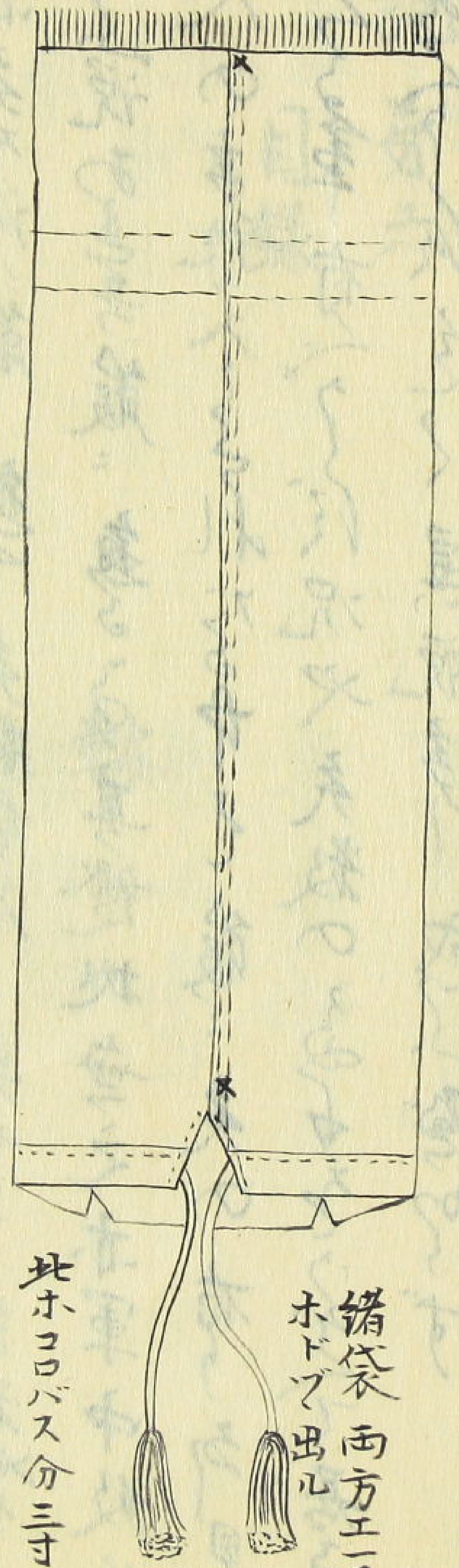

緒袋両方エ一尺ホドヅヽ出ル
此ホコロバス分三寸

矢ニカケテ此間ヲ黒革ニテ結ブベシ黒革長二尺斗
太さ五分斗

右の矢保呂を靫にかくる時ハ靫に矢をさしく後上ヨリ掛ケて靫の腰革より上にてすそのくゝりをしめて左右の緒を前へ廻し亦後にて取りテ緒をからむすび置廻し扨上の方ハ袮ぢらさる様に見能く津くろひて細キ黒皮にて結ぶべし

靫ニ矢保衣掛ケル図

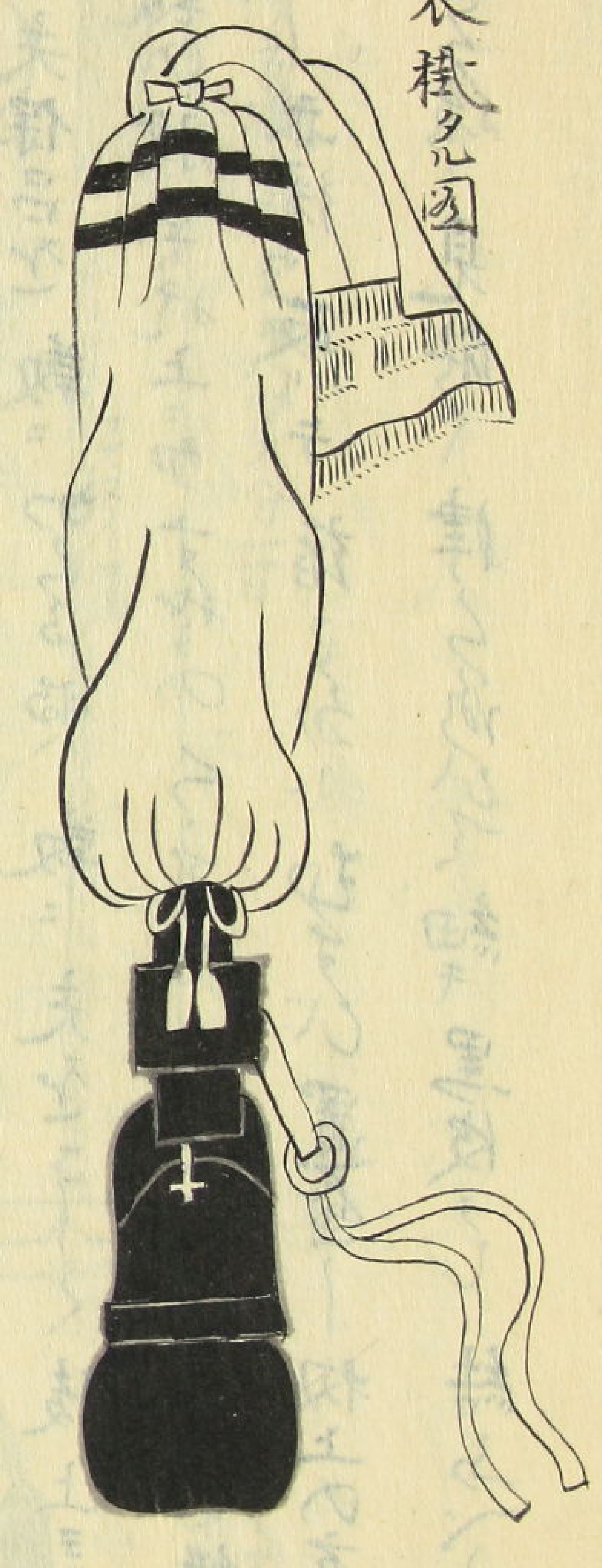

矢ほろハうつぼのかざりに飾るもの也されど利用なし
亦矢ほろハ箙に飾て矢数を人に見せまじき為也といふ
説あれど箙に飾る事甚證拠無之亦軍中数萬
人の多勢入込れたる中にも箙に矢の有りなしを見て
くる事有べからず況や矢数の多少をかぞへて居る隙ハ
あるべからず 是ハ説多し 或ハ不審少からず

利用ナキ物故
随兵記ニ異説
也トイヘルナルベシ

軍用記 巻六

目録

鞭　鞍
鐙　泥障
轡　切付
力革　面懸胸懸尻掛
塩手　手綱腹帯
手縄　鞍覆
二重腹帯　馬請取渡
馬惣泔月　馬気様

馬嘶吉凶　馬五性十毛
二毛馬　馬責ト不言
鞆皮為鞍覆　旗裁縫
旗袋　旗竿
旗臺　旗指
乳付旗　同折を　幕
幕串　幕抄掾
幕出入　幕小丸付
幔幕　幕急掾
幕入唐櫃　軍道具不洗

軍用記　第六

馬具之事

一 軍陣之鞭も常の鞭にかはる事なし只けたる羨を流る半乃遠也藤の巻所数定法なし其主の好にまかすべし但数ハ半不すべし三所亦五所又七所又九所巻べし黒塗鞭なる藤ハ白シ

一 件の根鞭ハ略儀也依之軍陣にハ不用也木の塗鞭本儀也

一 鞭にする木ハ鶏栖也一名ハいそ神とも云ふ鶏栖なき時ハいづの木にて拵ゆる也長サハ二尺七寸五分也此寸尺ハいつの尺にもあらず又竹ものりの尺にもあらず我身の定也是をおのがたけなり

とゝのへ人さしゆびにて大指をおろす其ほどを三寸ト定め 中ゆびを
かゞめて中のふしまでを一寸ト定め其中分を五分ト定るなり 此
法量にして大概 本の方より末の尺まで二寸より 末之方一寸五分廻り
程にすべし 本の方より末口を八十二刀に削りて 末の方八五刀に削ル
紫すれハ本の方ハ九ヶ 末の方ハ廿二ヶなり 布をきせて 黒漆に
ぬるべし 藤ハ細くしてまかせてまくべし 藤の巻たる長サ不定 能程にすべし

一 こしはさのの二尺五寸の内を巻して六寸ほど流ハ不するべしとうちほり
乃かたハ 竹を削て膠にて合せて 中程に廿五の所にて小削りて
其上を絹にて巻 其上を草にて 縫くるむ也 縫糸ハ 紫のより糸
也 緒を通す穴ハ 端ヨリ 五分置テ あけるなり くろめの通り也 六五分

一 身方の旗をハ 手に横にかけてふるといふ 敵の旗ヲバ 引さげたるやうにといふ

一 旗をと先れ 屈するをハ すゝむるといふ 後れ 塊るをハ 鷁(ゲキ)するといふ也

幕之事

一 幕の長サ三丈 六尺八 三十六禽を表ス 亦二丈八尺ハ廿八宿ヲ表ス 亦三
丈一尺 三十日を表ス 布をハ一尺二寸 十二月ヲ表ス 五幅ハ地水火風
空の五躰 木火土金水の五行ヲ表ス 乳の数廿八ハ廿八宿ヲ表ス 九ツの
物見ハ九曜星ヲ表ス

一 幕の地ハ布也 幅ハ五幅 ふせ縫にスル也 縫糸ハ麻糸ヲ ふるくにし
して用べし 五幅の内上の幅をうわもの幅ト云 又天の幅共云 中三幅ハ

物見の幅とも　紋の幅とも云　下の幅ハ沓の幅と云　赤芝打とも地打幅
とも云　又石打とも云
一　乳の数ハ長一尺二寸　十二時ヲ表ス　又五寸二分にもする　布一幅ヲ
三ツに折て　一寸二分にする　幕に縫付る事　一寸ツヽ両面に加
ふるや　或ハ一寸二分もかけて通也　乳の色ハ白青黒三色也　何色にて
幕なりとも　あいの乳の色ハ同前也　乳をとぢ付る　針目の形

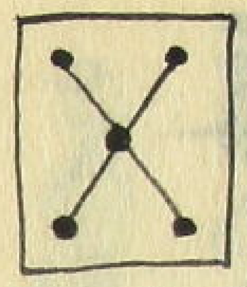
表ノ方ノ針目五ツ

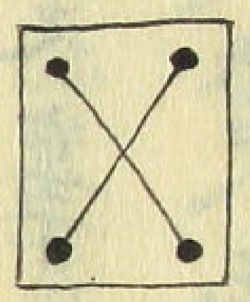
裏ノ方ハ針目四ツ　両方ニテ九ツ

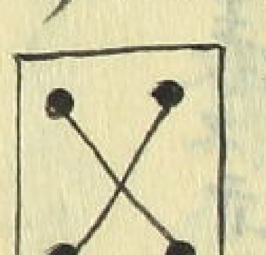
表針目四ツ

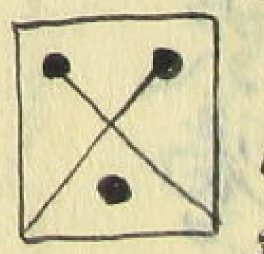
裏の方針目三ツ　両方ニテ七

針目九ツハ九曜星　七ツハ七曜星ヲ表ス　下地を能縫付て　上に十様に
針目ヲよせとぢる也　四角に十文字に糸をかくる也
一　物見の数ハ九ツ也　物見の広ハ八寸　但上二ツハ一尺二寸　中の物見ハ下四ツ
乃所をむかふ先と云也
一　五つ法の草の事　四乃草をもする也　但獅子の丸に牡丹草おりく
草をあふひ草なとゝハ　世に無也　都而草とハ申しき草紙なるや
紫地　白く紋を出したる草也　紫草ともする也　但平人ハ
斟酌すへき事也
一　鞭の緒の事　五法と同し草に而する也　中に麻糸を入て草
にて包みかけて用べし　腕の入程に輪にしてむすび　緒を結べし
其余りハゆるしを　五分斗残して切りてかえし
一　鞭むすびの事　常に物をむすぶごとく一結びして　又一むすびしてか
其端を本に一かへしてとぢる也　結たるかけめの方を打切上の

草をのせし折りつし下ゟ結び先の下れわし入て置べし そこをそこねず能々拵ゆべし

一 鞍之事 青貝蒔繪朱塗金覆輪なとハ将軍家三蔵大名なとの用らるゝ間平人ハ斟酌すべし 黒塗ニ紋付たるを用べし

一 鐙ハ黒塗物釈門ハ朱塗也 あふりの内黒ク塗たるハ入道法師の用る物也 結構なる鐙ハ平人ハ斟酌すべし

一 轡ハ奴らす白みがき本也 塗たるハ略儀也

一 泥障ハ毛皮を本とす 又ハ革ニて丸ク作りたるハ鞍すりと云

一 切付ハつゞら切付也 白き葛ニテ組ミ黒ク紋をすゆる也

一 刀草も白なめし草にするを本とす

一 おもかいむなかいしりがい 色ハ赤を本式とす 紫ハ将軍家并 赤色の外緋色ハ入道法師用之 用ゆる故平人ハ斟酌すべし

一 塩手ハ引目草にて拵へ むねを本とす 又ふさそへてさしつかへ 沓けの緒ハ常のごとく也 とつけの緒ハ塩手とむすびかへして付る緒也 敵の首取たる時首ヲ此緒ニ付ル也

一 手綱 腹帯ハ麻布也 両方の端一尺斗浅黄ニて 毛萌黄ニも絹ニも 地色ニて 拵筋を横ニ 細クもふとくも付る也 むきあやゝ

筋ニて二筋ヲセテ付るハ糠や立筋にも付すじきや柿色
の筋も付ましき之手綱の長サハ七尺五寸也腹帯ハ八尺斗
也るにヨり違べし軍陣ニハ手綱の尺ニ而定ル也常ハたゝかうや

一 手縄の事左ニハ白黒右黄ハ三色也軍陣ニハ是ヲ改さし縄
と云也ハ布也長サハ二丈八尺左右に折べし引馬にも是ヲサシテ引也
軍陣ニハ色白きを用赤黒きをとうとして用貴人ハ白ヲ用
平人ハ黒を用雲人ハおすぜとも用也長サ三尋斤寸とも云

一 軍陣ニハ敷處ハ鹿の皮也将軍家三職ハ虎豹の皮也弾正
の官の人ハ熊の皮ヲ用らるゝや

一 二重たるびのるヲ布一幅ヲ却ろすゝ馬の毛あるへおきも其上ニ

旗之事

一 旗ほこる事ハ正五九月を用る事本式也但急の事ニハ余
乃月たりとも云たるへからず戊己庚辛の日を忌也し亥の日
を用べし此旨ハ摩利支天の縁日なる故也

一 幟ハ精進三七日或ハ一七日毎日切して可有之瀧の水清き流色
川の水をて用

一 朝日出る時妻戸の間ニテ東ニ向て裁縫し初し其日東方ニ悪
神ある日ならば旺相の方ニ向へし或ハ玉女の方ニ向べし

一 口傳ニ云悪神ある方とハ八方神の方也十人出て一人も帰らざる方也
さて是ハ出陣門出ニふくつゝしむ日也八方神の方左のごとし

甲丙戊庚壬ノ子辰ノ日ハ　辰巳の方也

甲丙戊庚壬ノ午申ノ日ハ　午の方也

乙丁己辛癸ノ丑未ノ日ハ　未申酉ノ方也

乙丁己辛癸ノ巳亥ノ日ハ　戌亥子の方也

乙丁己辛癸ノ卯酉ノ日ハ　卯の方也

甲丙戊庚壬ノ寅戌ノ日ハ　丑寅の方也以上八方神の方也

旺相の方ト八旺相死囚老ト言事有リ其旺ト相の方ニ向フ也

春ハ東方旺也南方相也　夏ハ南方旺也中央相也

秋ハ西方旺也北方相也　冬ハ北方旺也東方相也

北方ハ旺相ニ当ルとも北方をハ忌むべし

一　玉女の方ト云ハ其ノ日の支ヨリ九ツめ也　子ノ日なれハ申の方也

丑の日なれハ酉の方也以下准シ志ベシ　玉女ハ何事ニも吉也

一　旗を裁時用意あるべき物の事　筵二枚　注連一すじ 七五三の縄

裁板一枚　柄　尺 周の尺但しさしの事也　東向の柳の枝にて物さしを作る

糸 左ヨリ 右ヨリ　裁刀二 新きを用 一つを金剛剣とあつけ一つを勝利剣とあつく　針 新キヲ用

御幣 白 軍神の御幣也　桑乃弓二張　蓬の矢一手　葦の矢一手

あらふくみ

一　肴の事　打鮑　勝栗　昆布　酒　供饗折敷　洗米

土器

一　裁時先心中ニ祈念の発心経七巻并ニ呪くもくひの呪

一摩利支天咒　大小勝金剛咒　九字文吹上廿一遍
一勧請祈念の神　伊勢太神宮　八幡大菩薩　其主ノ氏神
太神宮八幡宮ハ軍神也
一旗を裁役人出仕の作法ハ烏帽し直垂を着す相手一人も
同様　出立くこそ小調ざまほしく
一裁判式　坐の事　左の図のごとし

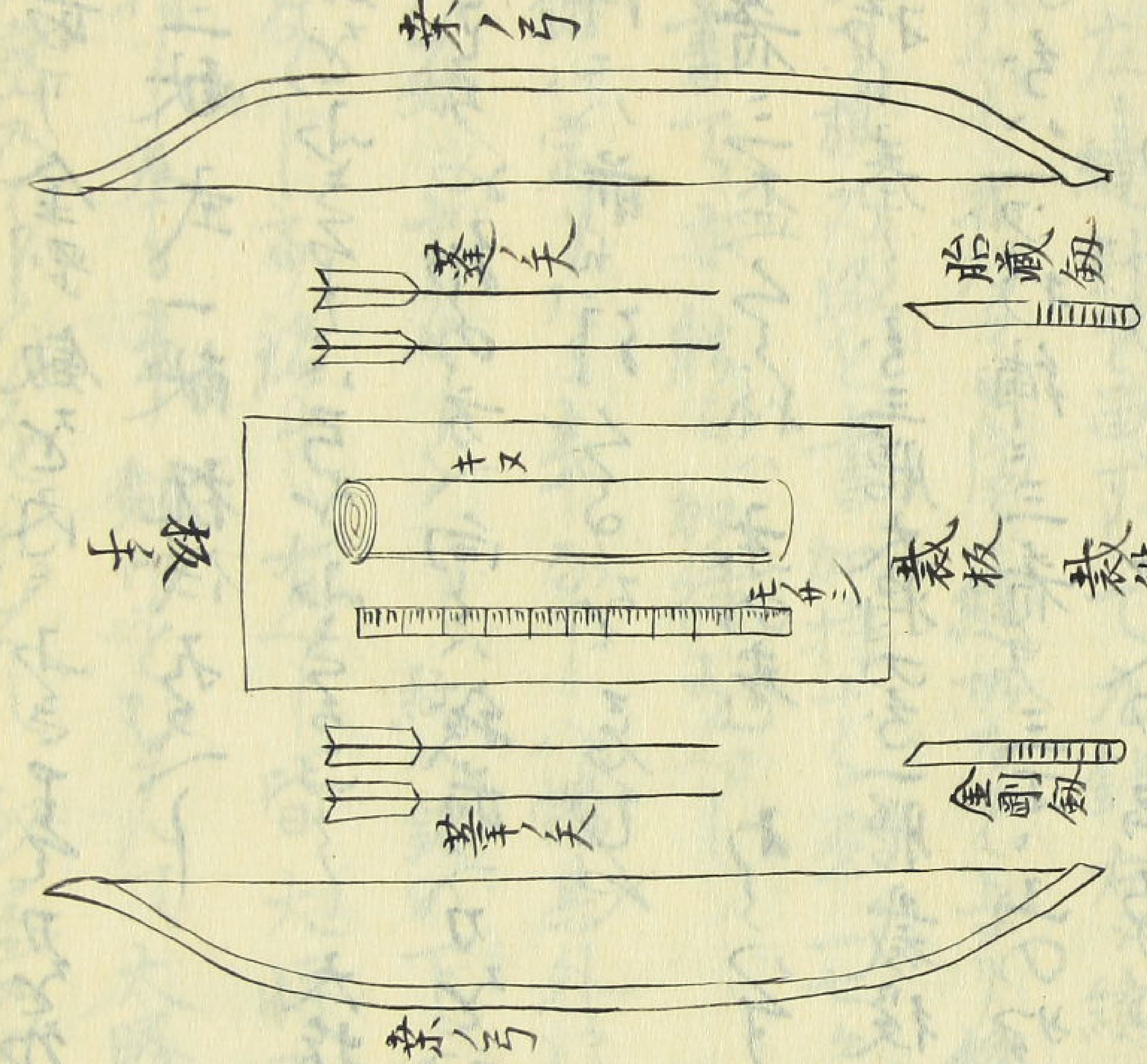

一桑弓蓬矢葦矢常ノ弓矢ノ尺也若長キモノナクハ短クモスベシ寸尺ハ半ノ数ヲ用ベシ
一裁板長サ二尺八寸廣サ一尺九寸二十八宿十二月ト閏月ニカタドル厚サ二寸陰陽也
一裁刀ノ刃長サ五寸五行五躰ニカタドル廣サ九分ハ九曜星ニカタドル柄ノ長サ三寸五分ハ三十六禽ニカタドル柄ハ白木勝軍木也白紙ニテ巻紙ヨリニテ七ツ巻七曜ニカタドル
一弓ノニギリモ矢ノ羽モ白紙ニテノスル也矢シリハトガラスル也切ソグベシ

一 裁刀を取り金剛剱を内にふきて刀を外方に向て裁て後三
肴にて三献 式一献 祝儀たるべし
一 金剛剱をふきかへハ弓をふきかへすべし 大指と人の指にてたゞひ小
指とくすり指の方へ向てハ我前へ刀を引むかへ裁る
也 軍陣にハ前へ引くる事をいむ也
一 三献の肴に盃くみかハす時ハ其外の出陣の者組々
同じ様に奉るなり 三膳大将の分一膳 裁役人相手の分二膳也
諸兵の分ハ一ツ折敷に三肴ヲ三所に山の形につくり盃も人数程多
くつくるべし 出陣の時一人づゝ出る事のむや
一 大将ハ甲冑を着し 鎧直垂着て裁所ヲ所望せらるべし

一 旗縫調ふる次第 先達を補且ツ立チ縫初し 横に縫所を右ヨリ
縫始 左に縫 針を留ずして九針 右江縫 亦左に七針縫て糸ヲ
きるべし 亦たてに縫ふ時ハ縫所を上ヨリ縫始 下へ縫下し針留れや
一 縫調へて旗乃銘を書 加持する事 一七ケ日 或三日也 其ハ後家の
紋を書て亦 能く加持すべし
一 旗の銘ハ定りたる事なし 八幡其外於神名亦は何の文成共
大将乃好に任せらるべし 紋ハ銘の下に書べし 銘なくとも不苦
又紋なくしても銘斗も有べし 皆大将の心にまかすべし
一 旗加持し奉る事 剱印をむすんて大勝金剛の真言中呂抜
并秘密乃ならひとなるべし 秘密乃ならひハ他乃おくし

一(ソロヘラ)　二(ナラヘラ)　三(サワリ)　四(サラニ)　五(タヲ)　六(チラサス)　七(イハイ)　八(オサメテ)　九(コロ)　十(シツメテ)　申(コウス)廿一遍

右秘ハ天下ニ一人の外無相傳秘之　若傳人を末期ニ及て子一人ニ
傳べき者也可秘〻〻　天子の御旗乃秘事ハ此秘でヨリての事
也あなかしこ〻〻可秘〻〻

一旗を結る立る時ハくゝの手を付る儀式あれども手付乃儀式のみ
家の子旗竿を持来竿の中程を握てせこ来ヲ大将の御前ニ
なほ的旗乃手縄端を揃へてさんばうむすびの中ヨリ上へ入ぬき
通し其端を其方を上げていかにもかたく一むすび結て其緩
右とれ返し左をとえゑとえすて一つニて結也此時咒文ニ云天上
天下唯我獨尊如此唱べし其後旗を立庭上ニ出ス此時旗をそえ
竿ニ持添て出て其日の玉女の方ニ向て指上る時拘るゝ手とて
きゝの法其時同ク咒文ヲ唱旗を指上るゝの其ニて立納也
くゝの手と云ハくゝになる緒の事也夫をせる白小結なる也

一旗を立たるハ大将反閇をふみて神ニ酒を奉り咒文を唱へ
拝礼ありべし反閇無之儀式御幣を持九字文を唱あるべき也反
閇ふみ様左の如し九字文ハ臨兵闘者皆陣列在前如此也

前右足九　皆右足五　闘右足三　右足
列右足七　者右足四　臨右足一
在左足八　陣左足六　兵左足二　左足

一 右のごとくして大将神前に進て奉るに酒を手向まゐらせ奉る其の御前にて律令まかりて三盃の土器に九度入まゐらせ手向奉る其時呪文に云 天上天下唯我獨尊愛愍納受我軍立勝 三遍唱て拜禮有べし 其後本坐になをりて出陣乃時の肴組にノ祝儀有べし 但出陣の時ハ大将一人祝也 此時の祝ハ諸侍も祝する也 是ハかり出陣にいはる事也

一 御幣あらハ米肴手向まゐらせ前に立ておき旗義纏をはじめ精進無沙汰なれハ必風逆に立て竿に角をとられなとする時ハ

一 七日加持勧請前乃ごとし

一 旗長サ一丈又ハ一丈二尺 絹二幅也 色ハ大将乃好ミ仰すべし

此緒ハクリ付ルモ云之 緒ノ舟ヤウノ名也 糸ニテトヂ付ル也

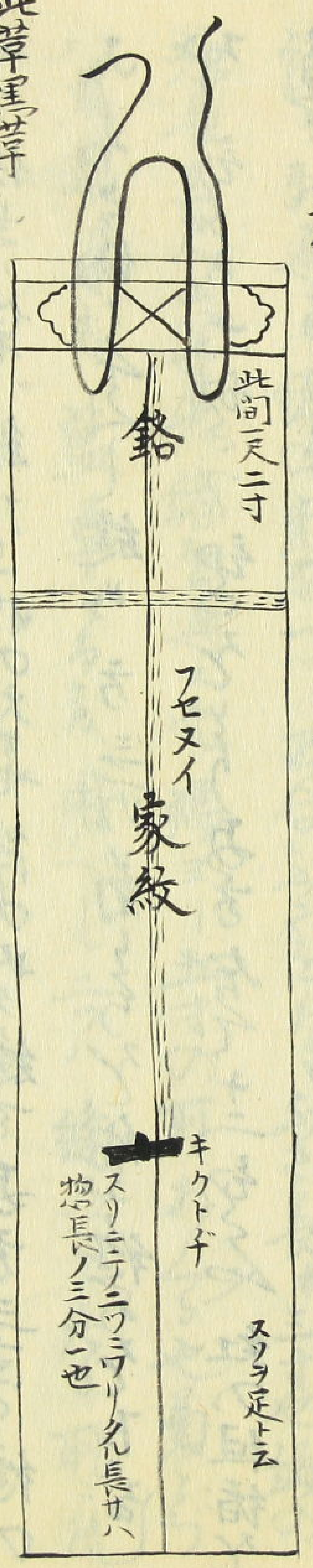

此草黒草 洗草心ニ麻縄ヲ入ル

此三河ハ風ノ草 甲斐國草 此河黒草ニ文包丸キ木ヲ入ル 木ハ勝軍木ナリ

此ハ流ずして上ゟ下れば返し 又もぬれにきる

旗ノ緒付ル所金物打タルハ悪シ 直ニ穴ヲアケテ緒ヲ引通スヲヨシト云 金物ニテハ緒切ル事アリ

一 旗乃形如此ニモスル也

上ノ横ハ右ヨリ左江縫 両ノ端ハ上ヨリ下ヘ縫

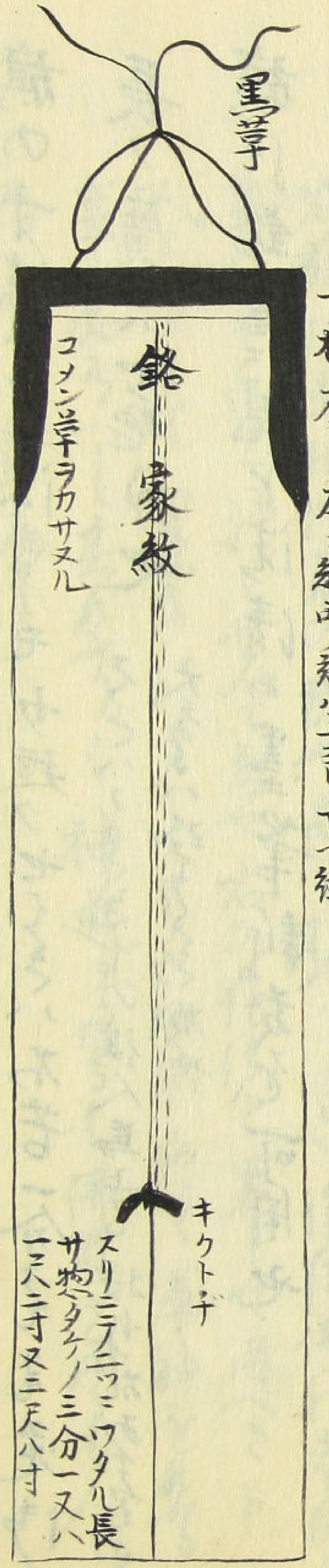

金物

黒草ニテヘリヲ取ル廣サ一寸二分両方長サ三尺五寸上ニ勝軍木ヲ入ル 又左右ハヘリヲトラス上バカリ一文字ニヘリヲトルモアリ ゴメンカワヲモカサ子ズ

一旗の寸法ハ定法ヨリモ少短クせるときハ不苦一分ニても定法
長ク廣クハせぬ事也
それハそのときの役人馬上にも持よきためなり 大きなるハ持にくきゆゑ也
一旗に銘書ニ硯を洗清め墨筆新敷を可用也
一右の外旗の形長短ニ家々ヨリ吉例を用るすなわちハ様々
あるべし一通りを見て不審ナキやうなす事なるべし
一旗袋の事大紋の赤地の錦裏ハ綾なるを付べし長三尺廣サ
七寸俱是ハ袋ニ縫たる時の大サ也 前の如ク縫て上方三寸ツヽ縫の
みちを残すべし縫め 方三所菊とぢを付る縫めを包し
おしかへして六ツにしてひだをとり其方合て十二ひだ也 紅の組緒を
通すべし緒乃長さ八寸ツヽ二すじにして ひだの上ヨリ穴をあけ

緒ヲ引通し緒の先を一ツニ取合ふさを付る ふさ長サ三寸也 緒の
惣長三尺二寸也 緒を通ス穴 端ヨリ五寸の所ニあくる也 菊とぢ
ハ黒ク草 又も 藍草なる義 用べし 二ツハ 縫乃こしたる所ニ付
一ツハ縫め残る所の真中ニ付へし
一旗袋出陣の時ハ前ニかけ帰陣の時ハ後ニかくべし旗さし乃
役人忘るべからざる也
右旗仕立様伝来の説也 色々むつかしき 作法仏神等を用ゆ
事ハそれを神にせんが為也 右の作法を略して用べきとも
人々ヨリて略すたるへし まことに改て軍神を祭る
事ハ必るべし共なりとも 神道ヲ用るも仏道ヲ用るも人々
乃為めによる義なるべし

旗袋

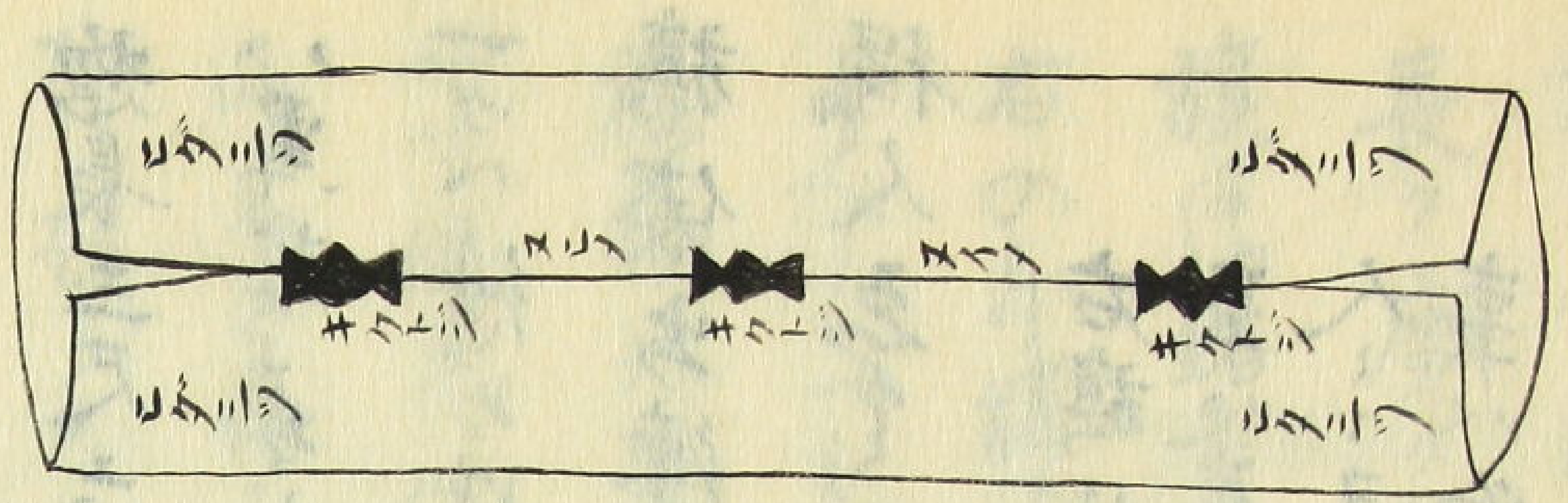

同緒ヲ通タル形

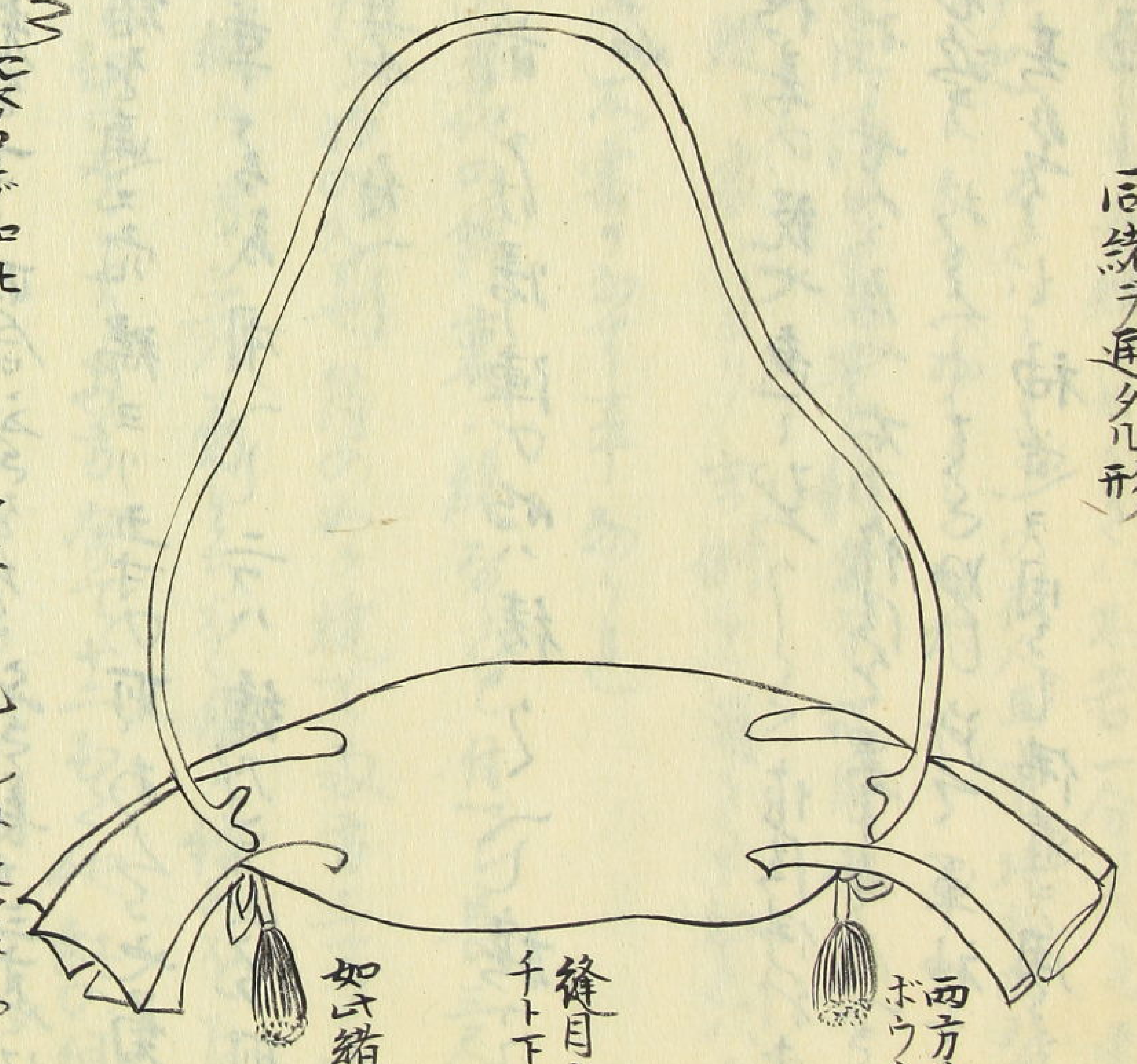

一 旗竿取る次第 霊所の竹乃太サ細サを見定 末茂 枯(カレ)ざる竹の虫もさゝず節間のひさきる竹を立置て 七日或ハ三日加持として取る其日の生門の方江取り出べき也 加持の時摩利支天九字の文を唱へ節をむすびて 取様ハ根ありふしも立勝にもある様也 其立勝なるを 左刀る 立勝べし 節数ハ半ニスベシ 重くすべからず

一 口傳ニ云 霊所とハ名高き 神社佛主の地の事也 生門の方とて子の日ハ子の方 丑の日ハ丑寅方生也 子の日ハ子より七ッめ午の方 丑の日ハ丑ヨリ七ッめ未乃方ハ死門也 根ありとハ竹の根ヲありなから根ヲ切らば 切リ斗を取なる也 立勝とハ 根ヲ 切削也 左刀トハ

一 左丑ニ付たるゝの事也 節を実スル事ニ人勝さる也とて

一 旗竿長サ一丈二尺是ハ一丈乃旗ニ用ヘし 又ハ一丈五尺亦一丈六尺

是ハ一丈二尺乃旗ニ用べし 但一丈六尺ハ天子の御旗竿也云〻

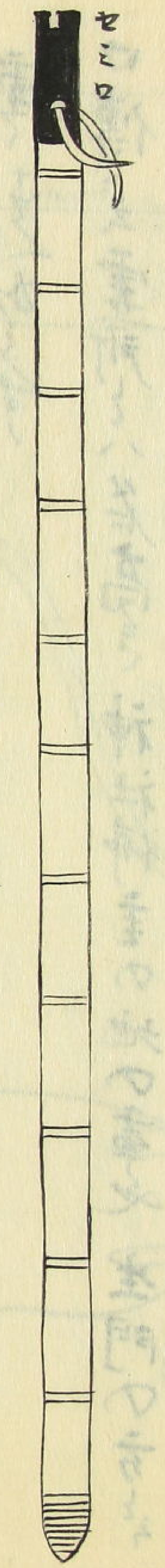

上ヲ夫ヲ寸切こして上ヲ包ベシ包事一尺二寸若ニノ節ニカヽラハ八寸二分ニ

包ベシ 包革ハ藍革ふすべ革也 縫とむべし

セミクチ佛神守等又大勝金剛の咒文ヲ入ル也

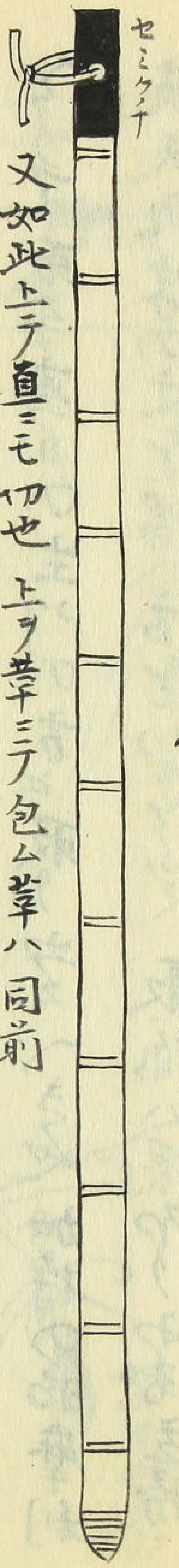

又如此上ニテ直ニモ切也 上ヲ革ニテ包ム革ハ同前

此緒ハ上ヲ越ス程ニムスブ也

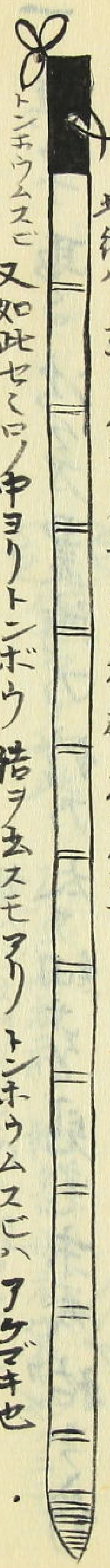

此緒ハトンボウムスビノアマリヲ皮ニ引テ玉シムスブ

又如此セミロノ中ヨリトンボウ緒ヲ玉スモアリ トンボウムスビハアゲマキ也

ハタノ緒ヲトンボウムスビニ二ユニ付ルナリ

一 旗臺乃事 五寸角乃檜の木柱四方ニ立長三尺二寸厚サ一

寸程のぬきを三所ニぬき入ル 旗竿をぬきの十文字の所ニヨシ

あてゝ縄にて男むすびに結也 結先ハ内になるべし 内とハ打方の

方を云 大将乃御前乃方也 竿も内乃方ニ当ベシ

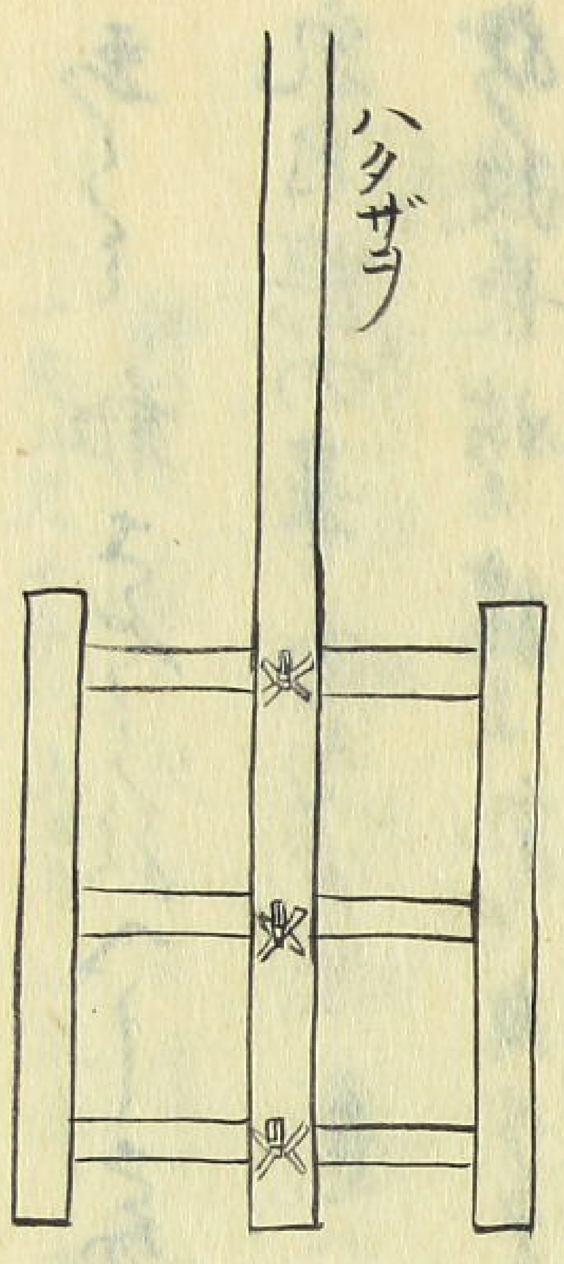

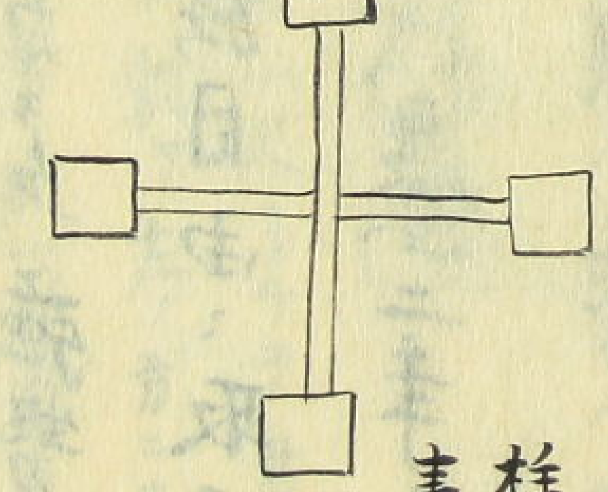

柱ニヌキヲ入ル事如此也

一 御旗指の役人ハ大将御出の時中門より内御妻戸の前ニ伺

候スル也 御旗支度して役人御旗を持出て 御旗竿の蝉口

御伴にて渡さるゝ時御旗指請取し大門より罷出馬に乗る
時ハ御旗ヲハ被官人にもたせ乗後御旗を取
てさし申也御旗指乃役人ハ大兵大力なる強勢なる人を
選て勤させらるへし去なから近ハ御旗自由に取扱かるへし

一 乳付旗の事のちなきを云 是ハ東山殿御代康正二年自山蔭門
殿段長昨る旗に乳を付らるゝより起る也旗の長サハ前乃ごとし
乳数ハ上の横五つ立に付くる乳ハ十二也 十二月又十二支とかたどる
者也乳の長サ六寸横二寸二つに折付て付る也但長六寸というは
二つに折たる時三寸也のちをたてハ一尺二寸也 旗と一寸五分かゝる也
乳の付目ハ図 如此に縫也 乳を付るにハ下の乳より付へく候に

付てのぼるべし赤乳とハ旗と同じ絹赤き布又ハ布ハ草黒草などの類にて縫すゞ也 縫め図 如此するハまん字 卍 の形也

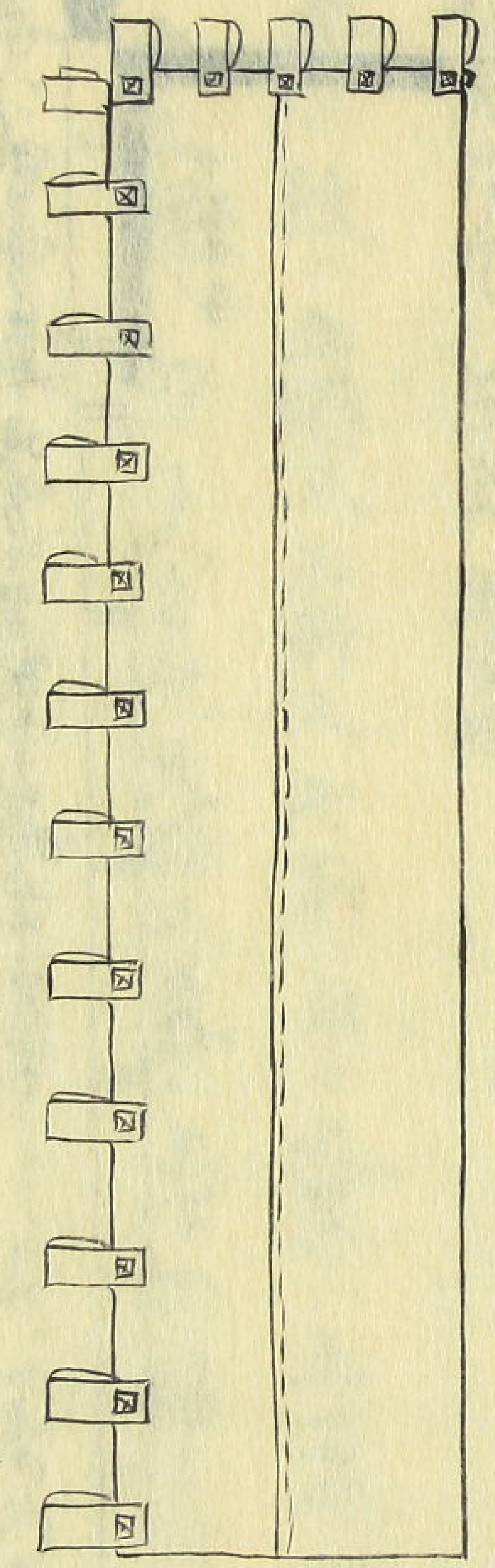

銘ニテモ家ノ紋ニテモ書ニハ一丈ノ旗ハ上ヨリ一尺下ケテ書始ヘシ
一丈二尺ナラバ上ヨリ一尺二寸下ケテ書始ベシ 乳ヲ左ノ方ニ見テ書
也 紋ハ一ツ付ル也 其子細ハ乳ヲ付サル旗ニ上ノ方ニ紋一ツ付ルヲ本トス
ル故也

裁縫の作式
前に同し

一 乳付旗の竿ハ前に記たる竿の寸尺なるハ短シ旗一丈ナラバ一丈け半斗ニス
ベシ 如此なくさせハ竿短き也

一 上の乳を通ス折かけハ鉄ヲ丸ク大めし箱の太サにしてまげ也
ケ手の形のやうにまげ下ニ穴ヲあけて緒を通ス也竿ニハ右のかきの
通りにてめぐる程の大サなる津わうきとおしてそれより折かけのかきをさ
し下の緒ヲ竿にまきつけて置也 又竹ニテモスル也

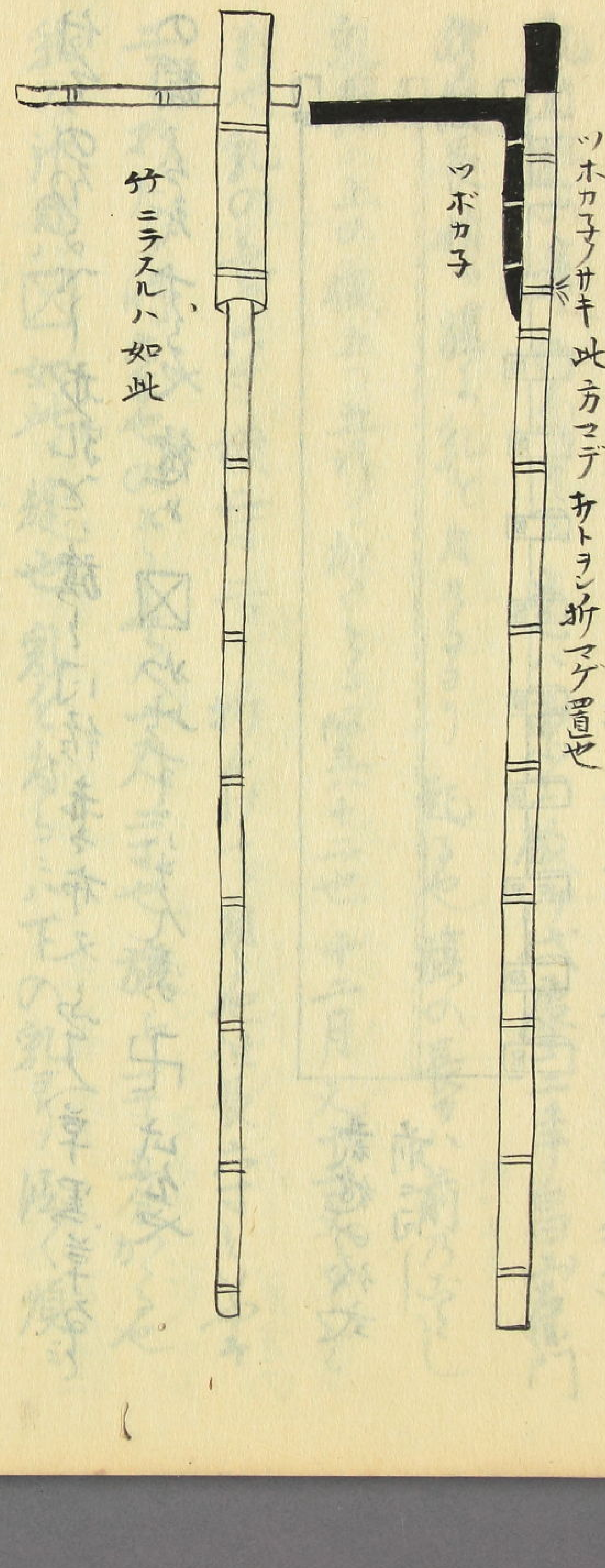

の間也又上のハ中紀物見の間たるべし上二ツハ大将の物見也中三ツ侍
大将旗本の物見也下四ツハ諸軍勢紀物見也幕の端ヨリ下乃
物見まで 三尺 五寸也

一 幕の紋ハ五所又三所又七所ニ付る大略ハ五所也 諸侍の幕の紋
ハ中三幅ニかくべき也大将の幕ハ上下の幅ニもかく也白地乃
幕ハ勿論紋黒ニ黒きハ紋をうるしてそのまゝもちゆる
も有也 夜ハ家紋ふつけず之ある能也

一 手縄の事長サ七間まで也但シ幕の長短ニヨルベシ幕よりあ
まりたる方七尺五寸ツゝあるべし布一幅を三ツにをりて左縄
にないて也 三すじ也色ハ是も青白黒など也 手縄の先白キ

一 右の方ニ九字を見分好程ニ書べし白手縄ニすゞ流も有り

一 地白乃幕もすゞ絹も地紫乃幕もはゞ足も乳の色白黒之三色也何も物見の紋も乳乃紋も手縄も記さゞる也

一 右乃手先白紀乳ニ十字の円ニ勝ト云字を書也

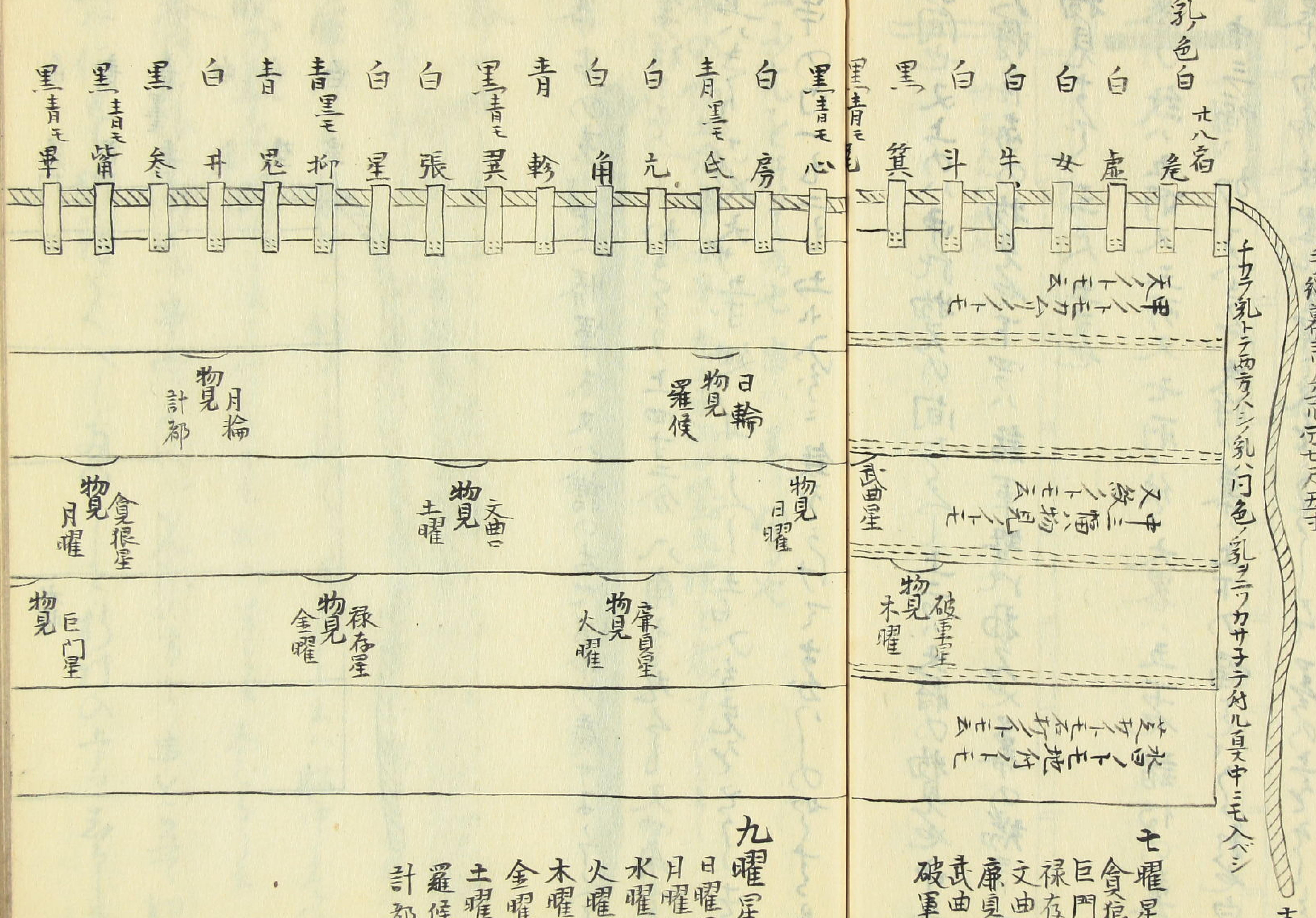

七曜星八

貪狼星
巨門星
禄存星
文曲星
廉貞星
武曲星
破軍星

九曜星八

日曜星
月曜星
水曜星
火曜星
木曜星
金曜星
土曜星
羅候星
計都星

一 幕串の事 木ハ勝軍木又ハ檜の木也 さて幕の廣サによつて二定

寸程不定べし かさより上四寸二分 八角にも丸くも又四角にもすべし

上ハきりたる也 大サ五寸 廻り五寸すべし 土ヘ入る先をとがらせる

串の内一も二も 土ヘ入る所に 鉄をうけてまかりの如くする是なる

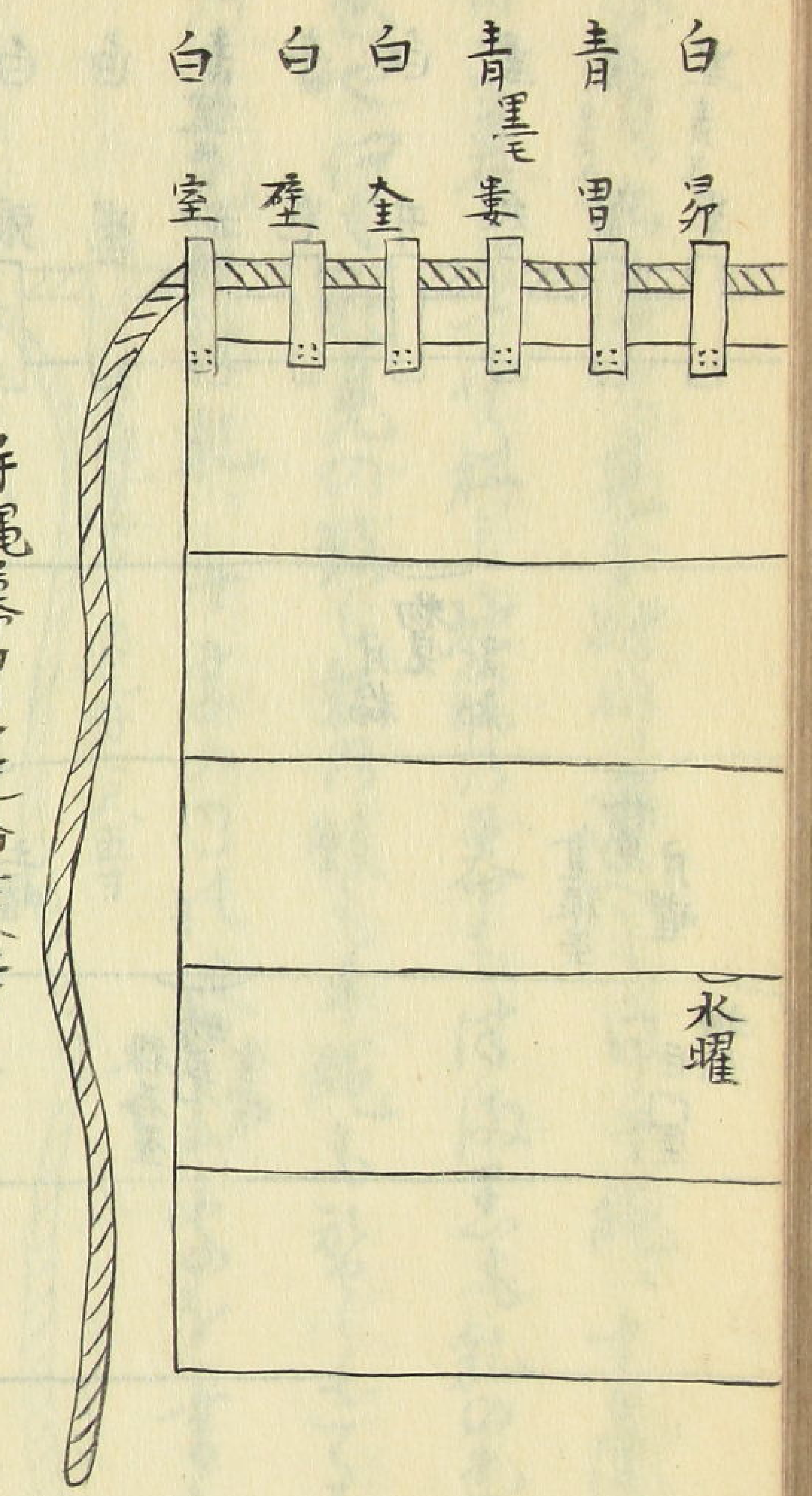

土ヘ入穴をほるため也 串ハ黒くぬる也

一 幕の幅五幅 串四本ハ九字の四竪五横を表するとなり

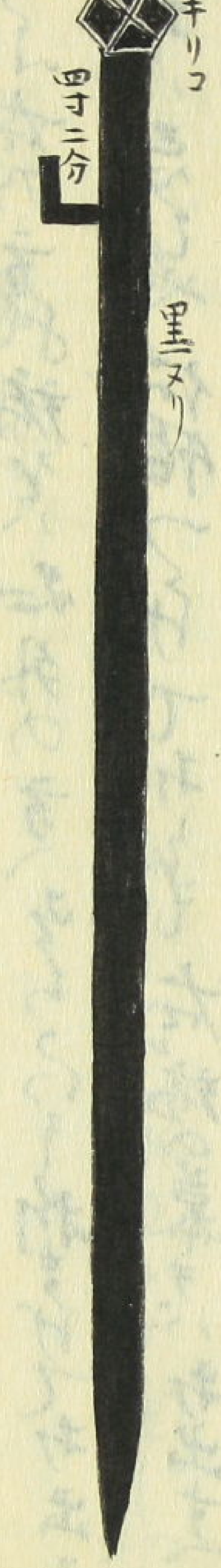

一 幕一帖と云ハ二たり乃事也 根本一帖と云ハ六丈 四尺也

一 幕をハ打ともはりともすとも あるべき也 常にハ取るともわぐるとも

云軍陣にてハ取るとハ納ると云事也 それにつきて云ハ船中にての詞

敵の幕をハ引くと云なるべしと云 かろうすると云 あだるると云

一 幕打つて後手にて串を立べし 又危の方より串をさす 初也

上ハ何までも折討つべし 両のこしを打の上ある 恐れし候事

むすびて其餘を下へさげてすこしで留つゝとおり時ハ気を串も
つかねて志めてそのとるの形を手縄乃ごとし 其をひつとき小結
て差之一帖の時も同しあぐる所ハ右の方ヨリあぐべし
手縄十九ヘシ

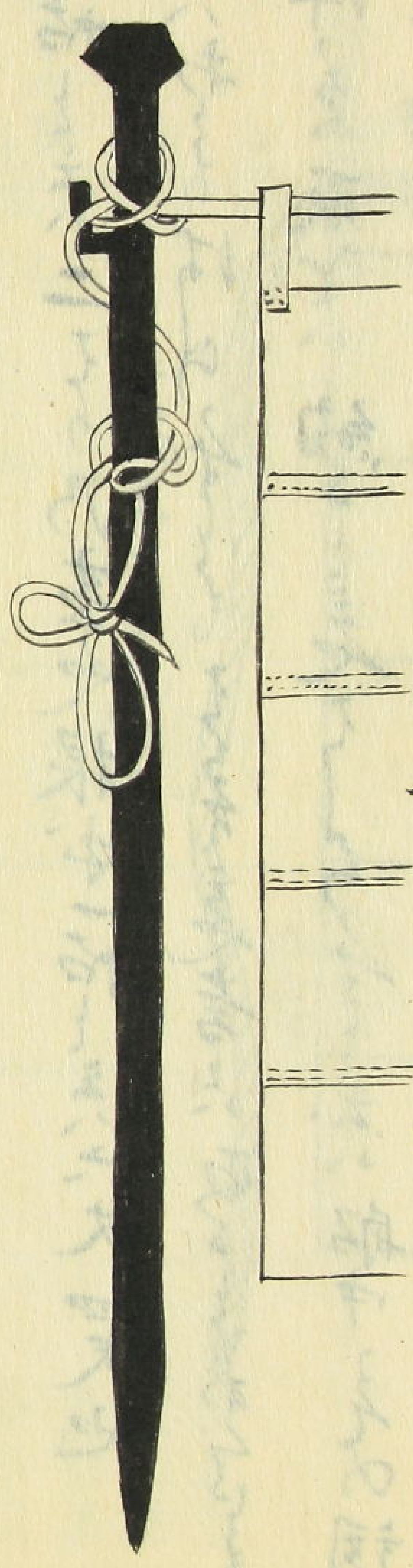

一 幕をうつ小右乃方纔端をハ必外の方へまくりて折まげて打出る也
直ニ打事ハ忌也 何帖つけて打とも右ハ端の幕ヨバ打出すべし
幕串ハ内ニ立る也 主君御通りの道筋固むる時ハ幕串を
外ニ立て端を内の方へ打入事也 是御通の方へ幕の内ニする也 文

一 さしくし幕のすそハ廿地にたゆる程に打べき也
一 幕何帖も打集ニ仕立ル二の幕を常ニ持ちて着物着る
様ニ打あはせて打也 内ヨリ見て左の幕を外ニ重しうちがく
わハするなど 重ぬべし
一 幕出入の事 上乃幅ハ物見二ッ有 是を日月の物見と云 此物見
乃通りを下々出入すべからず 其前をよけてまん中の通りより
出入すべし 又言ふに先人居らて 何方ヨリも出入すべし 此時
ハ幕を上へ入る時ハ前へすそり候也 紋乃方を出入也 亦何帖も打ば
けたる時其うちらべたる間をバとおる也
一 幕ニて陣を付ます 二様とハ 紙を立る様ニ細くたてゝ手

一縄ニ結付並ニ幕をうけてこれ有る所結也 幕ニ付ては日月の物
見の上ニ一ツ 其中ニ一ツ 以上三所に見べし 日月の下ニ大将の坐べし
又其所也 中ハ諸軍勢出入すべし 一説ニ中を大将の出入所にする事是也
これあるにて結る事を其方ニハ如くなるに 敵の幕をハ走ざるといふ
一 幔幕の事 長サ何程にハ定 並錦の幅十二すぐて上下横ハ
一幅もへしたる物也 随分其外何事も人々の位程ニ在べし 横
幅ヨリ下ハ五尺ニする事 長サ三所一尺斗をもって並べし 物見なし
其外も縫ニすべし 乳の数十二 長広サ定同じ 縫ふるべし
紋付る事ハ横幅ニ五ツ付る也 上ニ横幅あるを 幔幕ト云 横
幅なきをば幔幕ト云之)

幔幕

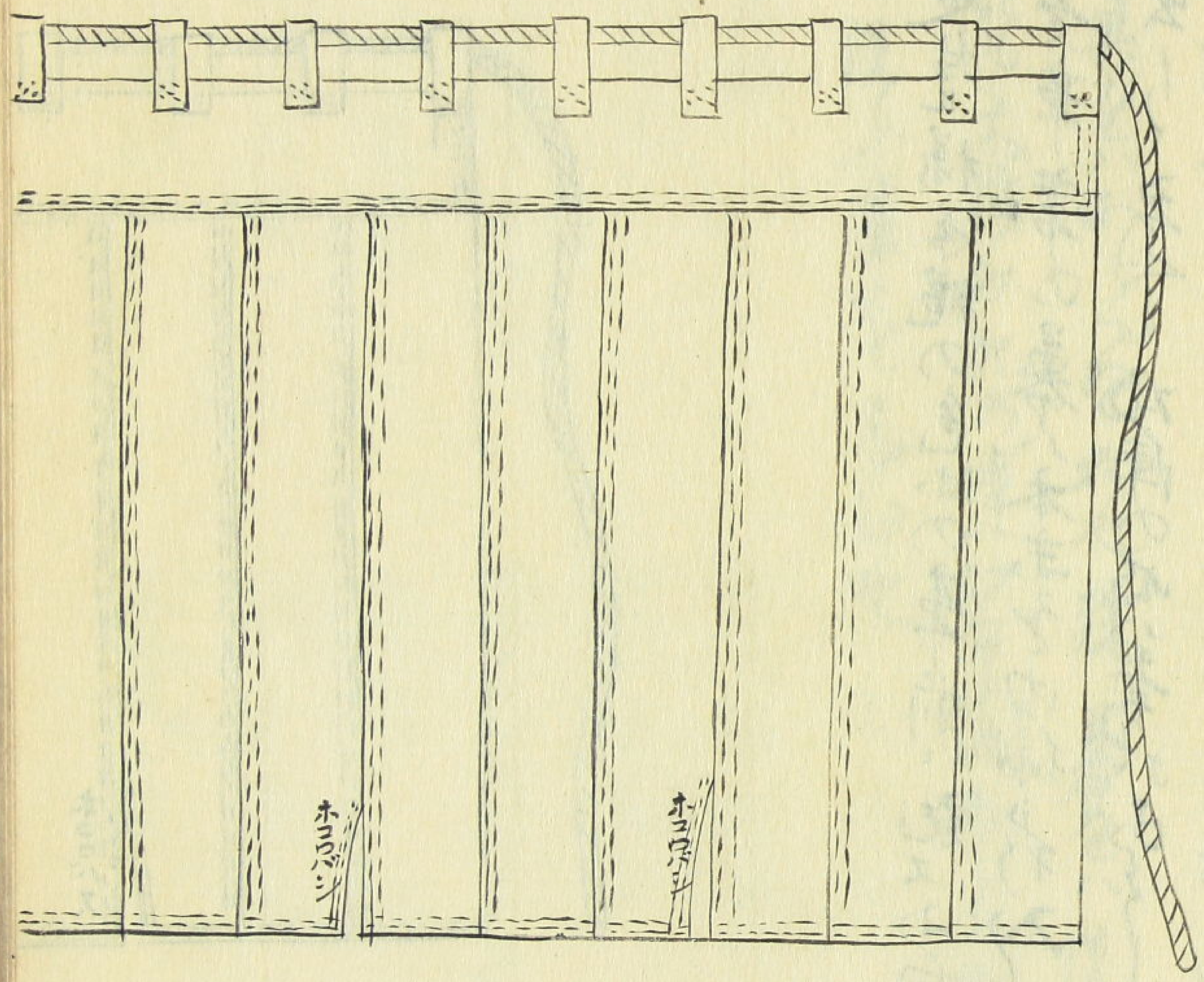

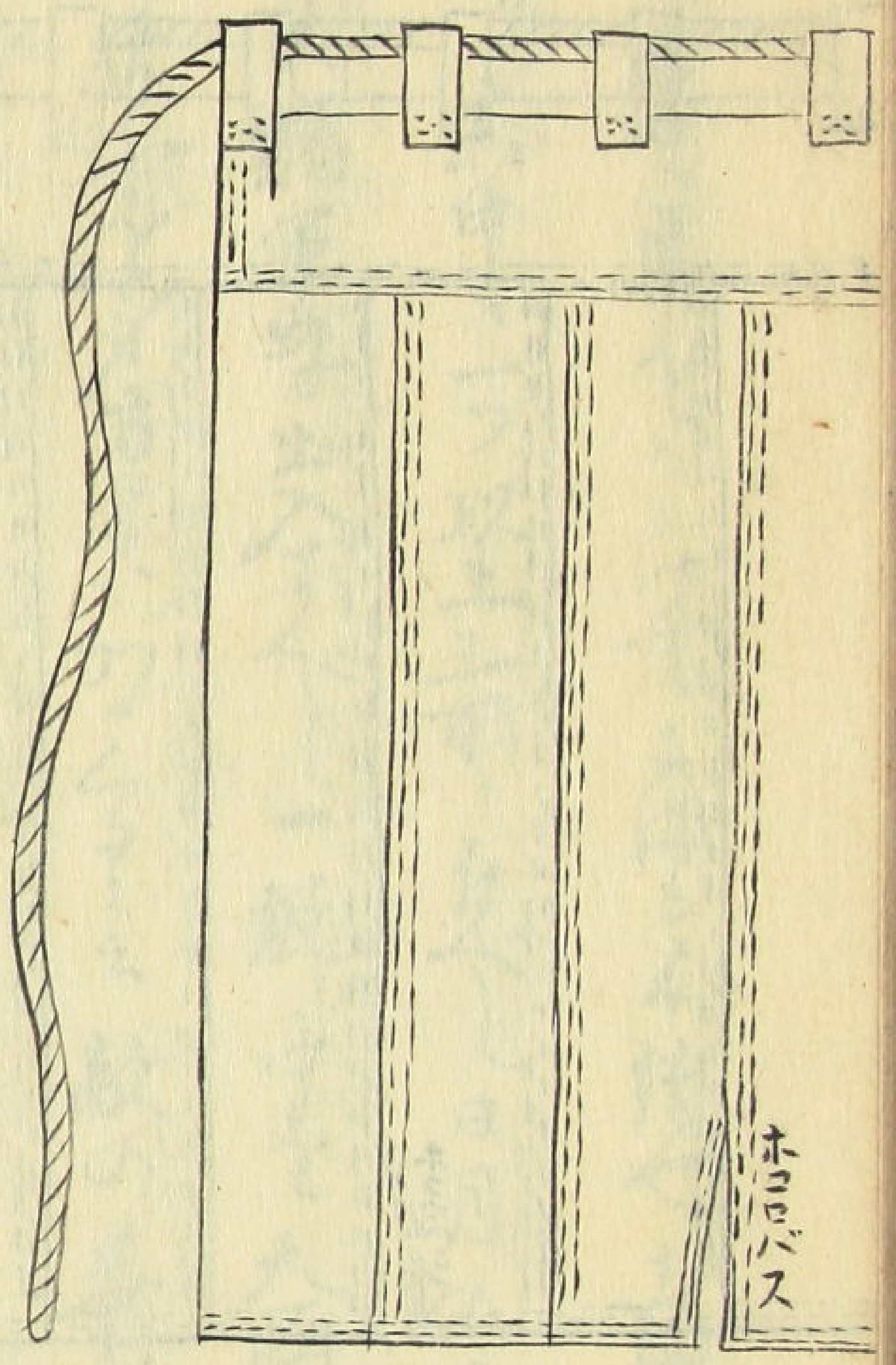

一 乳を縫付ル様手縄の色ホの事前ニ記スに同し

一 幕ヲ張事常の幕ハ本末を内様ニ引入し張べし出陣の時ハ外ニ引出し張べし 帰陣の時ハ常の如し

一 幕も唐櫃ニ入べし 唐櫃乃大サ幕一帖入ル程ニ作るべし 幕乃大小ニ随ふべし惣して此様の物ハ皆唐櫃ニ入る物也

一 軍道具をハあらき物也 殊ニ幕をハ洗ふ事有て後新しけれども大将か死乃時ハかならず洗ふ物也 然る間恐く洗ふ事をいむ也

軍用記　第七　目録

出陣着組　甲役人甲持様
上帯結直　帰陣着組
首実検　首之髪結様
首持出様　首々酒為呑
戦場ニテ首無御目　屋台有所ニテ首無御目
私宅ニテ首見　首桶
首桶ニ首入様　敵ニ首渡様
首請取様　首披露

首ニ札付
首板
首注文
感状
人々合切腹
寛正之古例
首之居物
囚人受取様
鯨波声
軍道具ハ不流

首獄門ニ掛
獄門札
着倒
首切様躰
首并成敗人ニ酒ノ呑肴組
首日記付時墨研様
囚人縛縄
武具陣所ニ置様
凱歌
保呂掛ケ時物申様

弓持衆酒給様
具足唐櫃出入
五装束
首ヲ行器ニ入
弓折吉凶
武者詞
御前通り
正月鎧之餅付軍神

旗竿出入
六具
小具足
旗竿折吉凶
馬嘶吉凶
書状持参
鎧着初祝
正月廿日鎧之餅祝

軍用記 第七

軍禮の事

一 出陣乃時肴の組様

昆布五ツ又三ツモ置

勝栗五ツ又三ツモ置其時ハ前ニツ向ニツ

一 打蚫三ツ又五ツモ置

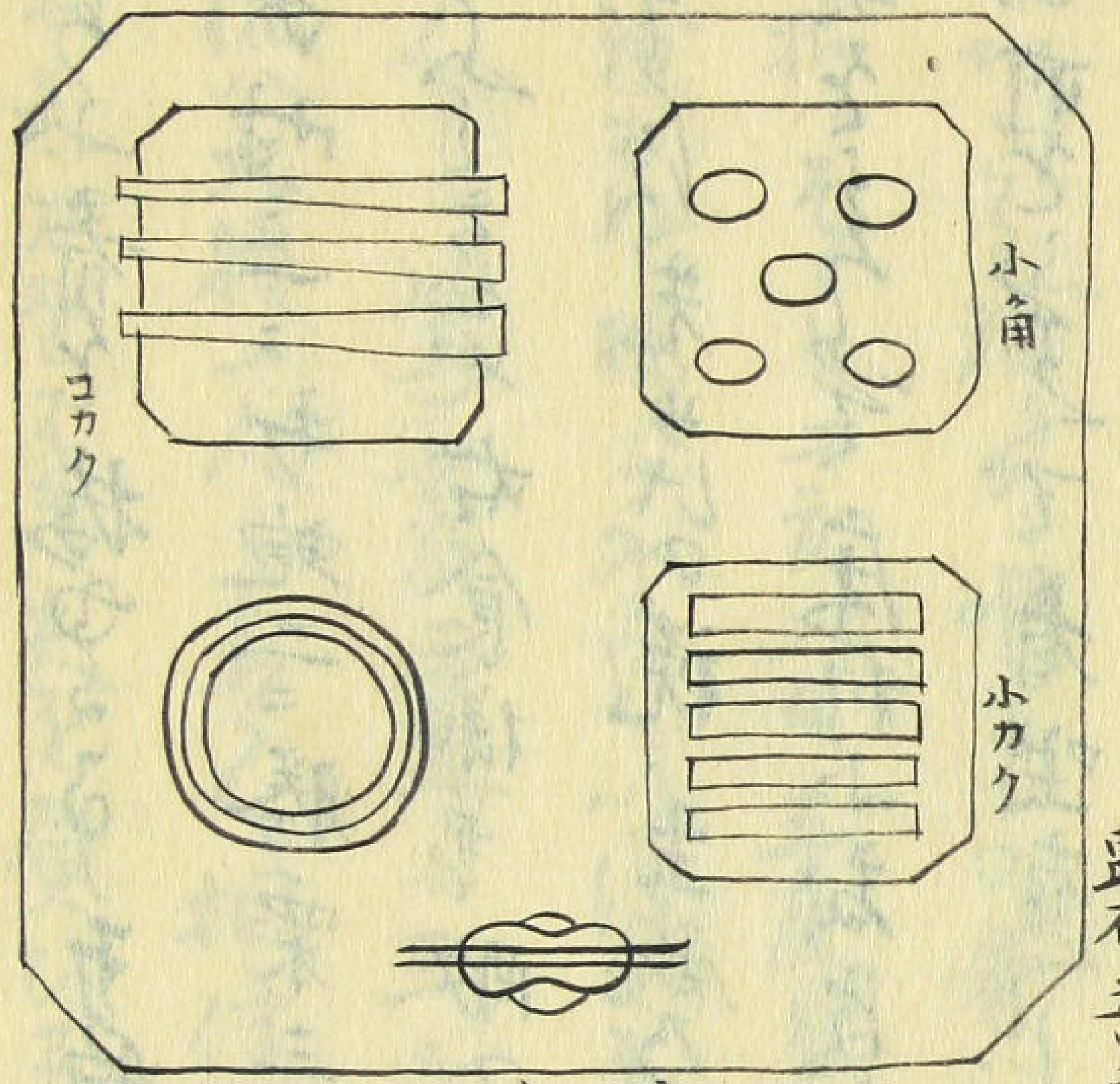

箸

耳カハラケ箸臺也

盃ヘイカウト云カハラケ三ツ重ル上次第ニナヅクチイサシ

膳之事公方家ニハ御四方ニスユル平人ハ足付の折敷也

一かりそめ小肴を持出る事打鮑二ツ勝栗五ツ三ツも組也
一出陣の時ニ一ニ打鮑二ニ勝栗三ニ昆布如此積ふやうちかち
よろこぶと云也右食様并ニ敵の首酒呑様流々ヨリ相替ル方
一偏ならず先如此の説ニ主殿乃内なる南に向て祝なふや大将
物の具をきずして床机ニ虎皮をかけ白毛をしきて膝をかけ
白毛の所をふまへて着座有べし御前諸将乃人々も皆鎧着て
仕るべし何も説々あるなるを忌む左右の膝へハ向べし又右へ
足を乗を忌む也左に廻りて立べし膝を汚るゝ事なく
むかひて仕るべし肴喰様出陣の時ハ打鮑を取て左ノ手ニ持押
ミ方ゝふるはず口をあてゝふくらき所をかみ喰切て上の盃次之上

酒を三度入させて呑て其盃ハ打鮑の前へ置べし扨次ニ勝
栗の真中に有を取なから喰きりて中の盃なる酒三度入させて呑
其盃を前の盃乃上ニ置べし扨次ニ昆布の中ニ有を取て両方の端を切
て中を喰て下の盃なる三度酒を入させ呑て其盃を本の所ニ置べ
し喰切たる残りの喰たるの肴ハ膳の左乃すミ通り置べし酒を
盃ニ入振ハそろりと三度入て三度目ニハ多く入申し酒をつくひたる人
ニハ呑様さまも様ニ入申し以後ハそろりと一度入たらハそろりとて三度
呑すべし然上三度三盃なる三ニ九度也殊ニたまへて肴ある
ず此祝ハ大将一人にあるへし相伴ハなし祝過て中門に出て
中門にて太刀をさき矢を負ひ弓杖をつきて馬ニ乗なふや乃上

弓捧様例式のあくらくをすをてるの箙一ツの間にふして捧べし青
の時ハ左の手に弦を下にふして持べし立ありして人に物いふ時ハ弓杖を
従まて弦を順にふして立べし又畏て物云時ハ弓のうらを前の
へなし横にふして置也又貴親の人に御申時ハ弦ヲ外になして卯歩を
前江ふして申へし

一 御申乃役人御申をこいふて左の手にて取て申入御ちゃう持も肩に
去こ候の端氏さ乃様か持べし敵乃方へ向ゆうに持す立つけて御前ニ
中門口より下りて御前ニ参る時ハ弟子を申ハ假子にふして中門ニ出て太
刀をもちて兼時上帯ニ付に能々あかん直る也

一 帰陣の時着け組様

打鮑五ツ
勝栗五ツ

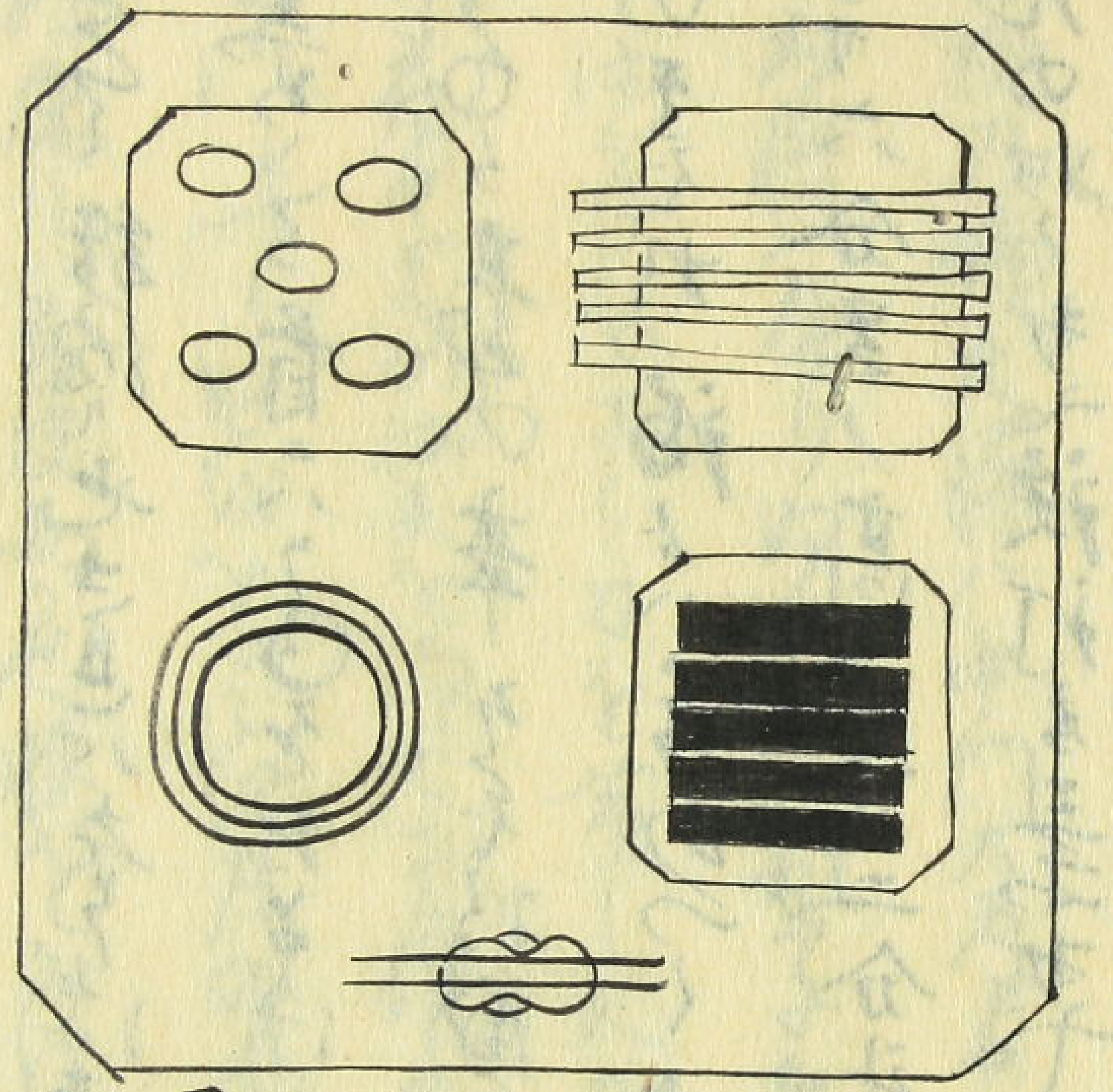

盃三ツ

一 帰陣の時ハ勝て打ちよろこぶを祝ふ也 勝栗二ツ 打鮑三ツ 昆布
あ氏祝ふべし 打鮑ハ 打鮑乃廣き方を喰也 云外出陣のとし

首實撿之事

一 首乃拵様髪ハ本ヨリ高く ゆひ是首の髻結事ハ初ゟ水ヲ付
古ヨリ櫛をつかひその櫛のこ[illegible]にたてゝ もとゆひを櫛ゟ[illegible]
そろきて結納也 さ[illegible]ハ本ゟも時櫛のこ[illegible]を髪ふ[illegible]
歯を黒めつる首ニハ[illegible]をかけ[illegible] 首ニハ化粧を不也

一 首をすゆる臺の事 それ[illegible]也 それ[illegible]ハ角を切らぬ[illegible]
也 常のそれ[illegible]ハ手あつくする也 木ハ檜木也 廣サ八寸四分
四方厚サ六分 足ノ高サ一寸二分斗 足ハさん足也 揮形[illegible]箱の
蓋のさんの如く打之 疵打ゟ三ツおき 首を置時ハ[illegible]めの方を[illegible]
して置也 本目[illegible]堅[illegible]して 右之事之仮之常ニハ堅く木目を人ニ向ケ
て膳をすゆるを[illegible]びすゆるて[illegible]ハ此[illegible]也 首ニ酒[illegible]時も同じ

一 首實検乃時 大將ハ中門乃内ゟ御覧有べし [illegible]ハ人ハ門の
外也 大將ハ鎧ハ甲又ハ烏帽子ゟ[illegible]しかり 鎧直垂の上に襷を
着し ゆがけをさし 刀を帯し 太刀をもちき 上帯をしめ 沐巻を
しめ 切弭[illegible]の征矢をもちて [illegible]の籐弓[illegible] 身ゟ外に
方様ゟ[illegible]しつて [illegible]をもち 左の手ニハ重籐の弓[illegible]り 右の手ニハ
扇を持 床几ニ熊皮[illegible]をとらけ 白毛の[illegible]を[illegible]人て着すべし
べし 首御覧する時ハ床机を[illegible]し[illegible] 弓杖をつき 右の
手をハ太刀の柄ニかけ 少太刀を抜きかけて 敵ニ向ふなりしても 右の方
へ顔をそばむけ 左の目ニ[illegible] 只一目御覧して [illegible]

太刀を納め弓を右の手ニ取て弓杖突左の手扇を立て候

扨ハ昼ハ扇の日の方を開き夜ハ月乃方を開きて左扇

中ニ持ちてべし首ハ一目御覧するニ之二目とハ見ぬ也又まひさニ

ハ見ぬ物也され共御前人ニ物せられし事ニ付てハ

左ニきかへニ持て御左の脇ニ落しさかさまニハ太刀を引ぬきて也

太刀のつかに手をかけて居る也御前伺候の人々も皆座を立也又前

見れハ小渡直垂乃上ニ渡を着し太刀をもちて也首御目ニかけ

人も同じ出る也わしのかくべからず皆もとへ大将

座し実検乃作法さるべくて残る備の如し大将の首をハ敵方より

うけひ返し大将割る用意きびしくする事之

一 首の髪を中ゆひたるハ初ニ残スべし常ニ小とさ元結と云也

一 首を持て出る事臺を左の手ニ持右乃手ニて髪ヲ掴み

引上ケテ臺をひざニ添て持出て座する時初じを立るよし

あるべきをふせて出ス也扨臺を下ニ置て左乃手を八首

の耳ニ大ゆびを入残る指をかくるゆびをさし入右の手ハ頬ニかけ

ゆびをかく持上て首の右横顔を見せ申て髭て左ニ上ケ立

くるりそくる也扨息清目の時ハ右ひざを立て居て元を正也帰る

時ハ首ヲ臺ニ直前ニ持出たる時乃如く持直して退也御説の時ハ

奏者ハ大将と御目ニかかる人との間ニ左の方ニ居て首ニ向ふ

人乃名字ヲ披露すべし首をとりたるハ誰某の首ト披露

べし首取たる人の名をも披露して後首の名字をハ云べし
首の臺なき時ハ白鼻紙を末広の扇のうへを表にして首の
下リうけてのせるやうに持出スべし

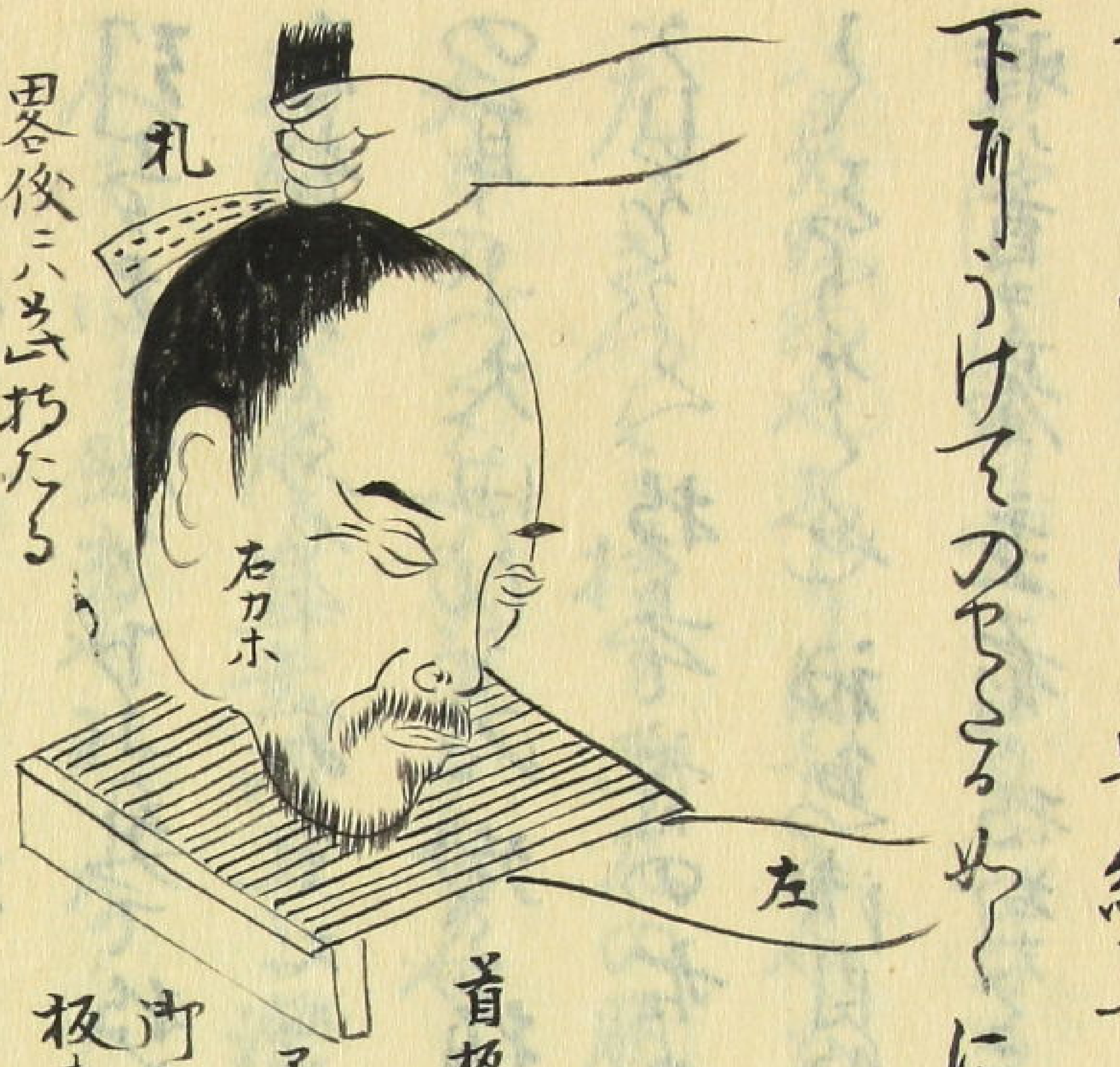

畧儀ニハ首板もちたる
まうくし色御目奉も有
慶雲院殿御代安松満
祐か首如此象御目

此方右顔
ヲ掛御目
右のおゆびハ
ゑりへかくる

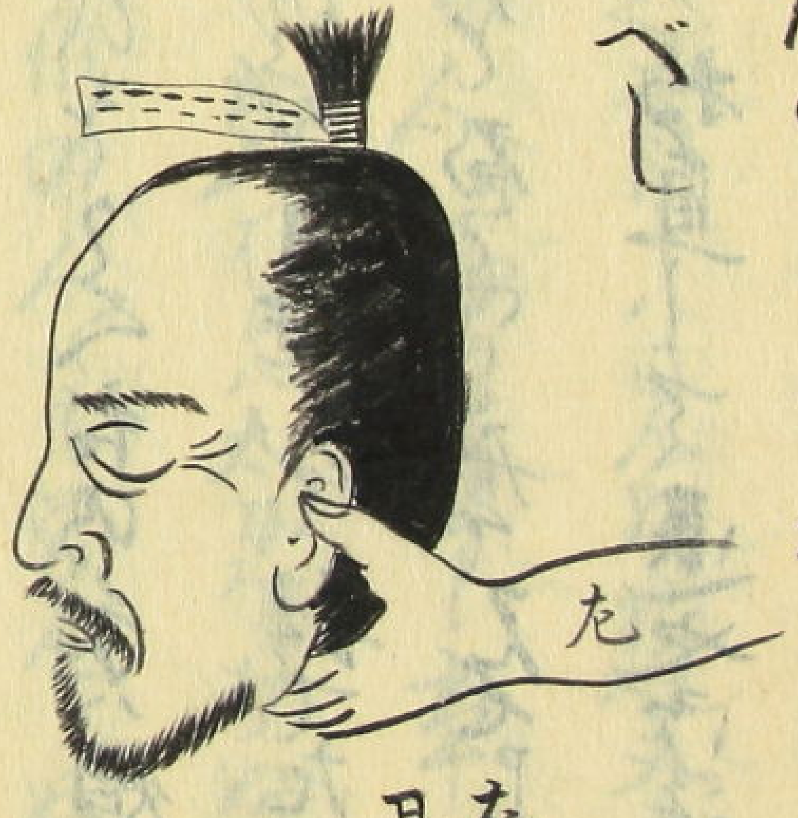

左ノ大ゆびハ
耳ニ入ル

一 実検すみて中間の者ども出て首を臺ともに首桶のふたの上にすへ
置て首を敵の方に向て弓杖五ツはかりのきて立すくんで時の声
をあぐる也 終る時に其座を離れ打鮑二ツ重を向て昆布一切置て首にすへ
て洗て持出て首をすゆる人首に酒のます也 酒のませ様 昆布を五
て首の前に並て 打鮑の勝を上の盃に二度酒をつぎて其の口に
のませる様にして 其を打鮑の勝を又前の昆布を首の口にのませ
又下の盃に酒二度入させて 首の口にのませ様に する也 二度して二ツ
盃に入る 以上四度也 盃二ツあるハ二献也 此時銚子の持様は初
左の手を先にして 其の鼻を打右の手ハ長柄の肩を持て
左の手に甲の方に取て 逆に酒を入る也 酒を出ス口ハ常の口也

一説ニ右の方ヘ口ヨリ酒をすくるハ 銚也 其子細ハ銚子ハ本ハ片
口本也 両口ニあるハ礼酒の時左右の人ヘ参らする時の為ニ作も
たる也 出陣の為ニ作りたるニハあらす 出陣の時ハてうしの如く銚
斗也 酒ハ常の口ヨリ出すへき也 常ニ昆布一切盃二ツ重ね 二献乃
事左酌ニ逆ニ酒入るをいむ 右乃如也 右の紀式終て
後首をハ北の方に捨へし 此の宮をハ 少くらし後宮ニ わする也
東の方に捨るに 軍陣ニ北乃方をいむ 此故也

一具足をぬき 具足之も可然 首の眉目まもり 其時ハたふさを右
の手ニ引提て 首の面を先へなし 首をかわをのけて 首の左をむけ
説有様よ見る時左右の気を遠く 流れし可然眉目也

一首切る時乃事 切手ハ床机ニ腰をかけて居也 生害すへき人をハ敷皮
ニ置 敷皮敷様者 故ある也 人の顔を前にして白毛を後ろにし
て置なり 出し毛の方を下へして敷也 赤毛をも敷て腰切時分
白毛をハ右の後へなして敷へし 敷皮なくハ引敷を敷也 其時ハ縞め
付たる方を前にして毛さきを後ろへなし 敷ならし 引敷ハ毛の方を
上ニなし敷へし 敷皮も引敷も 敷紙者ハ表裏 するなり

一人ニ腹切らする時の肴乃事 盃より後ニ肴を出すなり 打ちを
取られしたる 打鮑ニかわらけ 二ツ重ねて出し 同し打鮑 香
の物三切すへて 打鮑ハ何れも本目を縦にして すゆへし 扨又
あつもの ゆハ汁を 打鮑の本目を横にして 昆布一切すゆへし

腹切人ニ酒を初ニ出てあひしらひの侍一ツのミ思ひ返し二切手江さす切手の請ざる間あひしらひの侍ハ呑べし残りを酒出ス事切腹人ニハてうし三度ニて二盃ニ四度之あひしらひの侍并切手ハ三度ニて酒を入へし是ハ盃ニ一ツ也残りの物ハ切腹人ニ酒のます時ハおこニ泥スごとく左様ニ取べしあひしらひの侍切手なとにのまする時ハ常のごとく入て酌をする也

一 首ニ酒のます時ハせいぐん人ニ酒のませる時ハ肴ハ昆布の帯初しを緒を藻の如くさしよせて[illegible]の物よせて盃ハ緩ニ出すべし盃二ツ前のごとし二献のます也残りの盃前のごとし

一 右の如くの作法ある故ニ[illegible]の物を又物を板目に置[illegible]

足二本ハ前一本ハ後也板乃裏ハ表く長さ打て物よせて其の首をさし首級多き時ハ板の長サハ首数相応ニすべし此時ハ足ハ四角ニ打べし足ハ打たず也

一 獄門札ハ横板也頭を剣先にして四角也柱ニ書付ハ人の名ハ書付候べし文云何々の罪ニ依て如此と云為也さ候ハ札の罪ニ世にて横板ニ物書き事を忘又如此ニ出るを忘也

一 首注文之事 左のごとく

天文二年七月六日申刻於[illegible]表討捕首注文之事

翻澤二郎
首一 前ニ陣[illegible] 勝手[illegible]討捕之

首一 名字不知 中間 [illegible]

首一覧上次第之覚

長尾雅楽頭より
益田淳忠相傳

此外討捨不知数と年書之奥に少書も年号月日も書之

一着到と云ハ其方の軍勢幾千来る随て其名字を書キ
記ス日記也出陣の前の人数帳也

一感状ハ大将御感有てたし給ふ状也たとへハ
今度於何方合戦粉骨之段併無比類
無忠節可為神妙也仍如件

月日　御判

何の度　度々ともの人　何事も人々に依るべし

一首様之左に廻りて書也

一入道乃首ハ右乃耳を切口をとへて大指ニ耳乃上を紙かへ
下を御目根ハ皆ゟ首同前也

一肩衣袴の時ハ太刀を捧て首をとる事有是ハ一向略儀也

一平人の首ハかんざしけにす人のし無御同様大略同前之様
の時鎧直垂ニ又さしたる当て無時ハ小具足斗ニても
不苦其時ハ太刀ニ成共刀ニても下様の又扇をとる様べし大略
左に持て抜て位もなく首実ハ右の方を見る也

一合戦乃場ニ而人様の首無御目時ハ時ヨリ扇ニ而する事有之

一屋基ニ而死ぬる人躰の首を御目時ハさりなから御覧する様ニ可被成

一 私宅ニ而首見ル時ハ鎧直垂也時宜ハ日前又小具足ナリ
見ルト申事も有是ハ不可然定法也

一 首を見実検済而捨ル事ニ有獄門ニ懸るも首桶へ入て敵乃
方へ送ル事も有其時ハ首の品ニヨリ子細ニよる事也

一 首桶乃指様高サ一尺三寸口乃廣サ八寸ヨリ細ク作ル
やうさの上ニ書文字ハ卍是也緒の付様ハ草ニ而蓋ス又ハ常の類
を以而十文字ニかくる事有何レニ而も用べし

一 首桶ニ首入様の事貴人の首ならハすくしニ包ミ桶のまちなし
方ニ其の面を向べし保呂ニ包む時ハ母衣の腰まわりを切て包ミ
母衣の両端をよせて右の方を上ニなして包也

一 敵ニ首桶渡様の事暇乞の矢とて征矢一筋添ル也矢を左ニ持
首桶の緒を左ニ持請取人乃前ニ而首桶を我左へ置矢を左
小持根の方を先ニなし矢乃根の上の方ニ左乃手をそへ先矢を渡
扨首桶の緒を左ニ持しらめを先ニなし右の手を添渡す也

一 同受取様の事先矢を右ニ取り左乃手をそへ請取り右ニ置
左ニ而首桶を右の手をそへて請取り左へしらめをさきへなし置
披露ハ不申ニ而申ル 礼ニ在べき也

一 同披露の事矢ハ右ニ持首桶ハ左ニ持来り持たる侭並べ置て披
露申也但矢の根の方主人ニ向べからずさらへて縁へ向べし扨主
人乃ハ返答申ス時ハ今の矢を取て右乃手ニ持根を下ゟるし 御

返さて中に取る　弓ハ矢乃根乃方を先にして渡し返す　へき也　使者
ハ多くの矢をを取て持たるあり　其時ハ矢をハ其所に捨置之

一首に付る札の事　本札ともに浅札と云ふ　何某討取と書べし　札結ハ首
実の首ハ元乃髻の髪に緒を付るべし　若髪の無き時ハ右の髪に結
入首なら八耳に穴をあけて緒を通し付置し　左右ハ人の依へし

一罪の軽重によりて首を捨さらして大路を引渡し獄門にかけ布に
さらす事も有　未練の通達にかくる事有　浮所を其の後にしてを
安き也　首板にすへて札を立る也

一首板の事　首一つの時ハ板の竪横一尺二寸也　竪足三寸程　高サ四尺

又首の前に盃出したる香の物三切　盛る事昆布乃帯喰る昆布
三切肴に組する酒に盃に二度て入るる二献のむる思ひ返し小盃
さす事左砂なる塩を肴にする事　修羅の迷ふの故にする事　木
常にハ嘉きむる之思ひ返しの意ニハ一盃呑て其ハ不要を下盃
にゆゑて思ひ返して其意を人にさすると是常に人にさす時ハ
一盃呑て直にさすへし　下に盃をおろすなりて其意そのまゝさに
盃の次呑むるゝ盃二つ重ねて十重もするゝ意をふるはけ盃
とりもまし

一寛正の比　楠正方か囚人ある　上洛せし時切腹せしむる時の儀式
前のかく昆布塩の肴ある酒のゆせこり　昔の例をもつての義之首切
手ハ三時の一町司代多賀豊後守是をもんのうち守ちて大刀を清し

刺子かたびら小脇差を着す太刀ハ心々の物なり　甲士三百人為
路次囲在べし

一　首日記を付る時ハ硯の海にて墨をこくすりて書べし筆をも左へ
立寄べし囚人の着ニハ◯かくの如くいそぎ墨を右の文字形く
書るや筆を墨ニ点すべし

一　首の中へ物なぎ書入るかけるも亦碁盤の上にても書べし

一　囚人あづかる事　死罪の者ハ白縄三尺四寸ニあづかる流罪の者ハ青縄
なる三尺四寸ニあづかるべし凡下の者をハ三尺八寸ニあづかるべし

一　囚人あづかる縄の手侍をハ弓の弦或ハ箙の上帯成べし鼻紙ヶ上ニ
紙をかけ又ハ取かゝりさせて髪をかくさせて素襖をかけて背縄
をかけして夫ゟ縄をかけ通すなし罪程背縄をかけるなり
凡下の者をハさし縄にあづかるなし

一　囚人請取渡の事　請取時渡す人の左右をかけて其あとより立
なし渡す人の上手を取様にして刀に心をつけさそくをて受取

一　總て武具をハ陳中にてハ敵の方へ向て可置也

一　ときの声ハ左ゟ右にあぐるハ吉也右ゟ左にあぐるハいむ也但シ
の声ハ三度なるべしあげるなりや

一　勝ときの事　敵を退治して床机に腰をかけ祝の者に向て勝
栗を右の手に取り左にて扇をひろげ持て大将三度
くるし時　三度めに諸軍勢ときを付て三度なるべしあげるなり也

一 軍道具洗ふ事也 陣幕をハ不可洗 新しきハ大将成たか
どすれバ洗之 然ル堅洗事をきらふ也
一 母衣をかけて主人にゆくハ 家之の作法の通りに 鷹の鼻を
置様に申すべき也 母衣をかけずしてまかる上の時ハすべて如此也 一説
母衣掛る時貴人に対して其の手をとらすると云説有 母衣ハ自由
緩急の道具にあらす 手をとくに不及事也
一 軍陣にて弓を持御前にて御酒給るとき弓あてを取り甲を持
たせ 弦を右に取 御前にて弓を左乃脇にはさみ 弦の方を右乃
手をぬき出し 御盃取りたなあつく退らずして頂くべし 射向
の袖を御目にかゝる様に取るべし

其ふるひ来るも 出来也 其時も腰帯をとき出し 上帯をもとひ
直すべし 右主も物ふけ侍しづきたらハ 上帯をとき直すべし 同
ふるひ出るも 其時も上帯を結直すべし 此義軍陣に
不限 常々方へ行時同前也
一 軍中武者詞の事 敵乃首をハ討取 或ハ切取ルト云 味方を
せてころセ 切らせてはせてと云 敵乃わころをハまけ候ところ 味
方のをハむまわりても 武者おとりとも 敵の人数をハ引き出
ところ味方の人数をハ合数張出ト云 又敵乃人数をハ引きいぐ
ると云 味方の人数ハわぐるると云 敵乃ハ引入と云 味方のをハす
ひらくと云 敵の旗ハ引立るたるとすと云 味方の旗ハまくる横たふると云

敵の幕ハひくと云を流すと云 地ゟもと云引方の幕ハおもと云あくる
とも云くるとも云 此外ことくく 敵の方をハ出ていひよく言
身方の事をバ言にひつくる也 萬事如此を付くべし

一 陣中にて大将に書状持参する事ハ 状をたてゝ持て
参らする也 陣中にてハ何にても平にもたさぬ也

一 大将の御前にて旗竿の向を通る時 手を下くべからず
膝を下くべからず 手を膝に納て腰をかゞめて通るべし 總る
陣中にてハ旗のごとく手をつかず かしこまらず 頭をさげず
是軍法也 常にかはる也 鎧着てハ表のごとくハあるまじき
也

鎧着初之事

一 男子初て鎧着るハ 吉日をえらび 祝儀有之 武功名高き
人を頼て 鎧親として 貴人鎧を着せしむる也 主人の武功
ゆかりあるべき為也

一 鎧着初にハ先八幡宮摩利支天氏神を祭る也 洗米
香燈花 時の花 酒可備之 方角ハ其人の生年に依て神前を
飾るべし 生年に依とハ子の年なれバ子の方丑の年ハ丑の方也

一 鎧ハ唐櫃の上に胴立を立 鎧甲常の如く飾置也 南向又ハ
東向に飾也 其乃澤あらバ 左袖の方 玉女乃方なれば不向也

一 烏帽子おりなり 取りぬそも 折なり しても 鎧直垂母衣指

一　物具外色ハ廣蓋ニ載て鎧の左乃方ニ並置也
一　甲冑の前ニハ正月の節乃如く餅をかざり並ニ其前の左右ニ瓶子
一具ハ口ヲ蝶形ニ包ミ並べし其ニ土器ニ盛べし供養ハ盃ヲ載日前
置也盃ハ三ッ重ね也左右ハ酒の提蝶形ニ包み並べし
一　着坐ハ次第鎧着る人ハ東ニ向鎧着する時ハ南ニ向
ニ氏神の方又玉女の方亦軍神の方ニも向べし
一　鎧着する時後見の人二人有べし鎧親の手伝ひすべき
一　鎧着せる様ハ前の甲冑の部ニ記たる一二の次第の如く又
当世具足ならバ一ニ du袴（すね当のこと）二着籠（下腹巻鎧下ともいふ）三脛当
四脛楯五腹巻六ニ上帯七ッ籠手并袖八ニ太刀九ニ頬当

十ニ冑十一ニ母衣并指物右の次第のごとく着すべし鎧着の人ニ
さゝせて可為着也（貞丈云指物ヲサヽハ母衣ヲ掛ベカラズ母衣ヲ掛ベカラズ指物ヲスベカラズ二品ハサヽレヌナリ）
一　鎧着せ終らハ床机ニ而も唐櫃ニても腰をかけ南へ向べし
張弓を弓杖につき征矢を為持左の足ニ柏子ヲ三ッふませて扱
揆をとらけさせる也或ハ征矢を持せず閑扇麾扇を持する也
扱出陣乃者組をとるべき物すべて末ニ至ル三献乃祝有也此祝ニハ
相付るへし出陣の時にも相付るべき也三ッめの盃を鎧親ニ
鎧親呑て納る也酌の作法出陣乃時の如し陪膳乃人鎧ヲ
着して勤べし
一　右乃祝儀相調て鎧をぬぎ鎧立ニ並置べき也着也飾りハ二十日

置て一生の名ハ引渡をそなへ祝べし引渡ハ此儀の時の肴組
也肴取揃勝打祝と故置之

一 酒呑候ハ供御食乃三ツ盃ヲ鎧親呑終て鎧着の子ニさし加て二度
呑所ハ鎧親の方ゟ太刀馬ニ其外何ニても兵具を出之又加て三
献呑て鎧親へさす扨其盃を後見の人請ても呑納也其の
盃を一の下ニ重る可置也

一 二ツめの盃を其子呑て鎧親へさし其盃を子の父ニさし又呑
てハ後見の人請ても呑納之後見の人ハ肴折等出して
祝言をとゞむべき也

一 右祝終て其生の飾物を座間ニ飾置て家の老臣侍大将ゟ

一 以下位の高下ニ随ひ席を立し此陣乃肴組ニテ三献進之

一 父子の方ゟ鎧親并後見の人ニ引出物有べし
右鎧着初次第少々家の祝を取て記し鎌倉乃集乃
鎧着初の祝式ハ東鑑ニ見へたり

正月鎧乃餅乃事

一 餅を裁り川以てハ供養の如くにして大ニはくし作之紙
と一寸ニ切て三方へ下ケて置之向をハあけて置也

一 大なる丸餅太小二ツ繪書乃如ニ重て中ニ置其上ニ引餅
十置也 但赤キ餅ハ赤さしけヨ交ル 五ツ白キ餅五ツ置べし引餅置様ハ
松を中ニ立置テ引し餅をまくして置べし

一 松ハ鶴書乃如く三重ニ枝の五を立其上ニ前ニ扇子蛇向

昆布右ニ柑子同たゝみ物左ニ柿ト栗を見合重也かゝみの餅
の飾りも同前

一 鏡ニ餅をそなふる事ハ軍神を祭る為也鏡を神躰とする也

一 中ニ丸餅奈て重ね松を立ひし餅十組ニ赤五ッ白五ッ柑子三ッ
昆布二ッ紙一重ねに包中ニゑくを敷て引ゑ結廣蛇二ッ包振り
引同たゝみ物柿三ッうらじろを昆布の下ニ重也栗三ッ柿
ニ同左ニ重 右ハ小笠原民部少輔信定説也

一 軍神ハ天照大神經津主神健雷神大物主神事代主神 神武天
皇日本武尊神功皇后八幡大神之是皆日本の軍神也摩
利支天不動明王十二神将なとの類ハ天竺の神也佛法にわたるゝ之

鏡餅飾

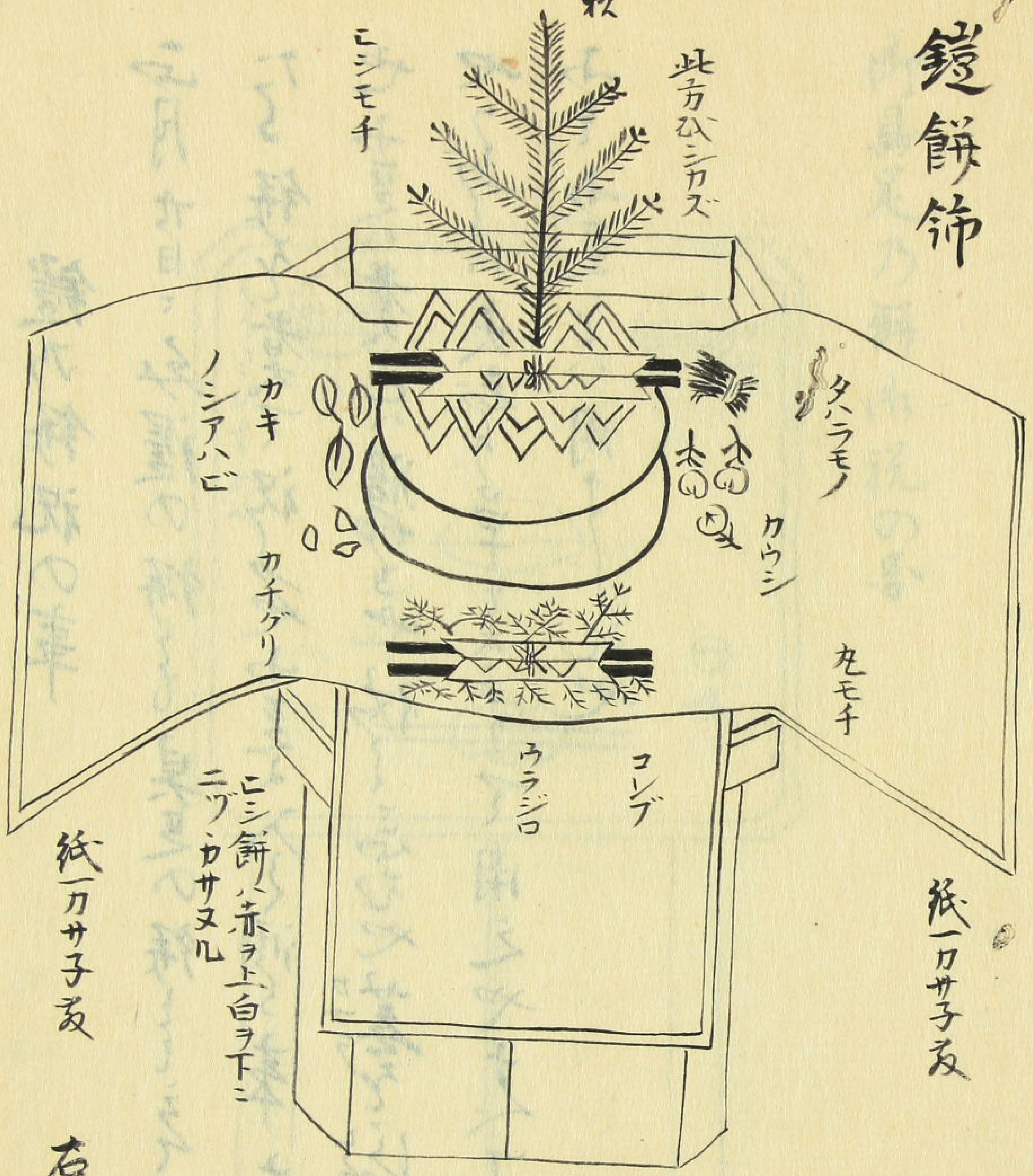

紙一カサ子友

紙一カサ子友

ニシ餅ハ赤ヲ上白ヲ下ニ
ニヅカサヌル

紙一重子友

前

人ニハ此方ヲ向ケテスユル也
鏡ニ紙シカヌ方ヲ向ケテスユル

右小笠原信定之図也

鎧乃餅祝の事

正月廿日ニ於鎧の餅とも具足の餅ともいふて鎧よそふたる餅を煮て祝ふ也具足ニ入て祝ふ事大将にかぎらず也具足ハ着て見るハ腹切る也依て忌也蕪(カブラ)を添(そへ)て祝ふやうぶりハ矢あたり早しと云ヨリて用之やすべて男子の祝ふと具足之とハ用まじき也

御具足乃餅祝の図

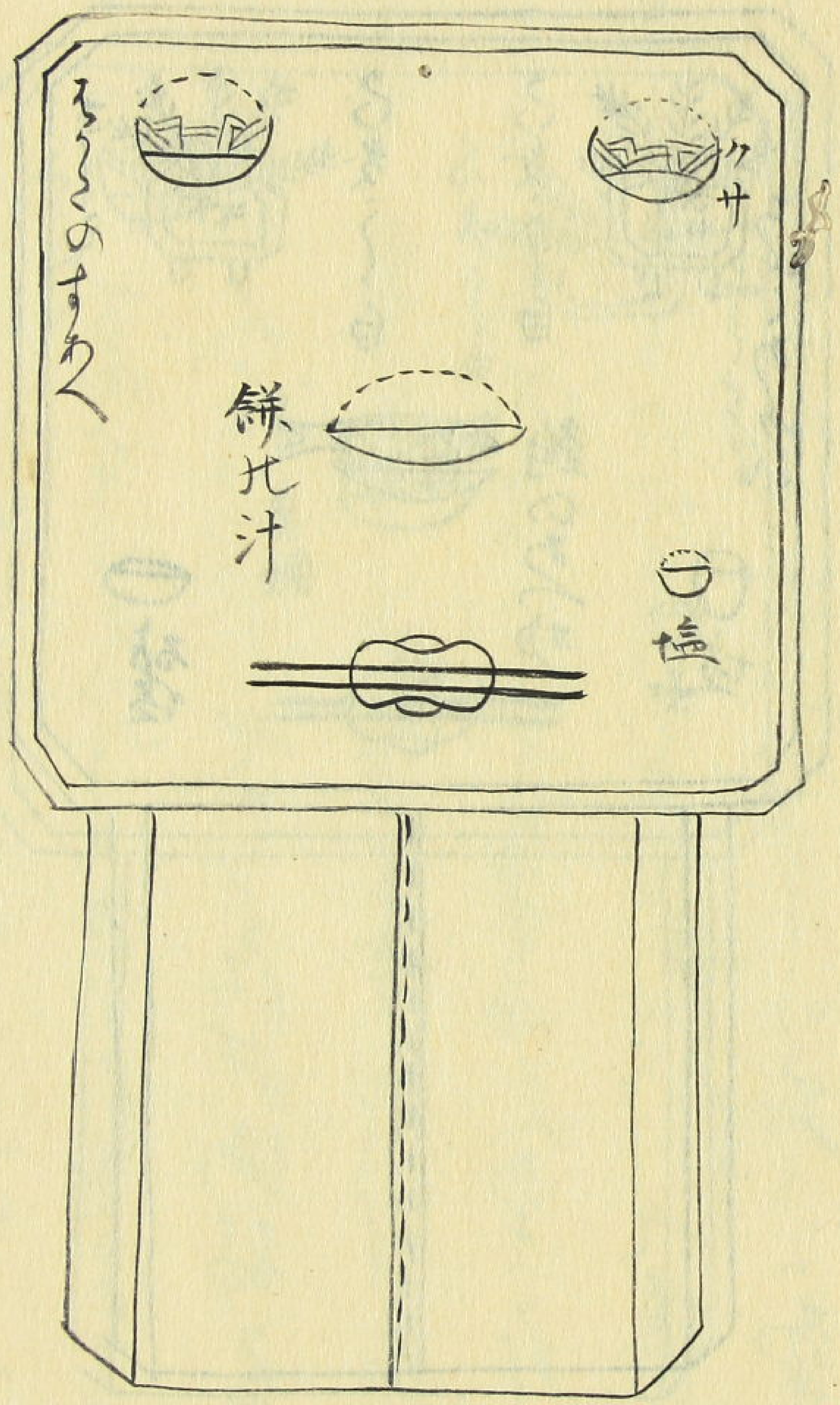

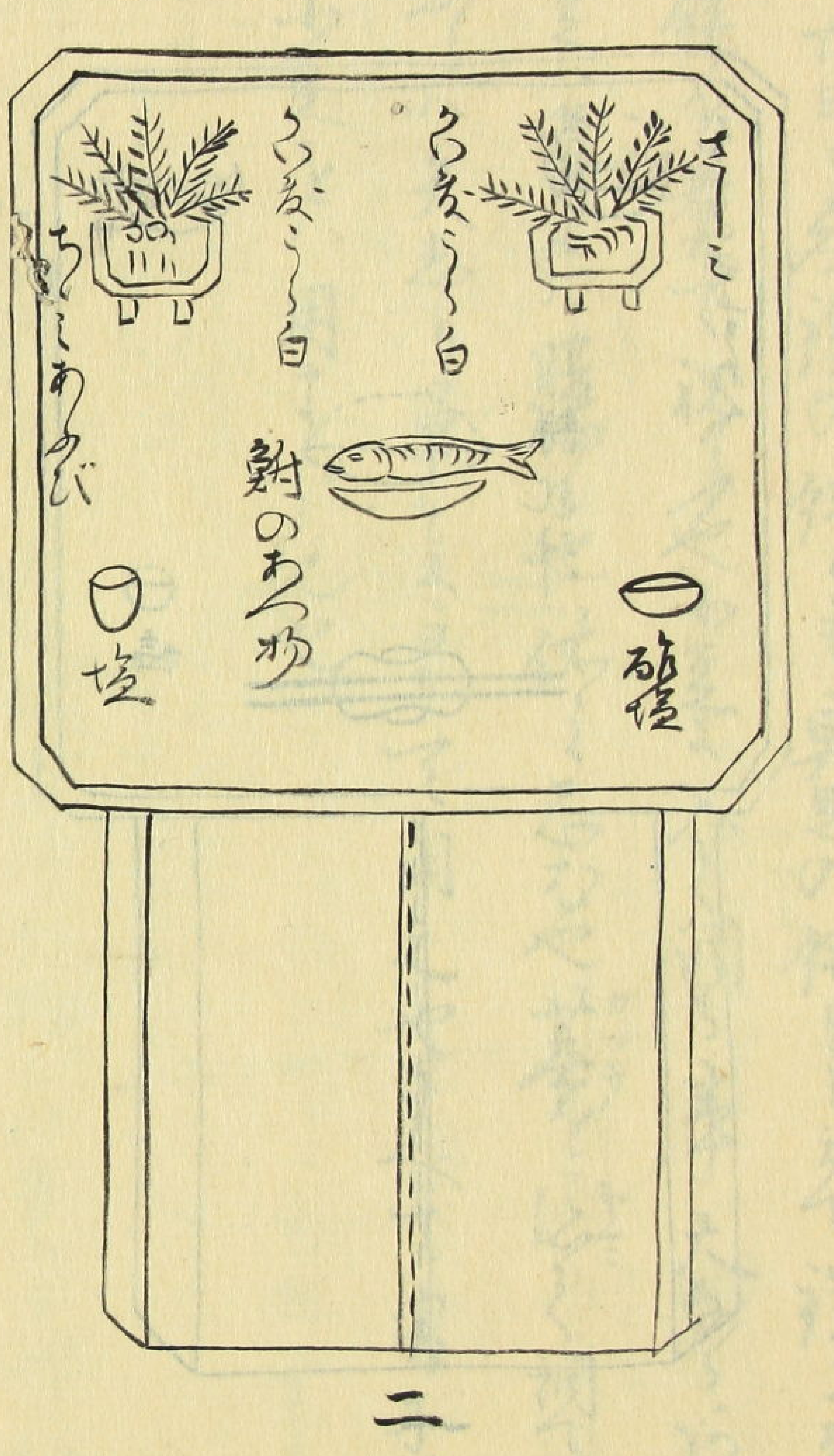

右京郡将軍家御祝の写也　秋ニおゐてハ略すれも不苦

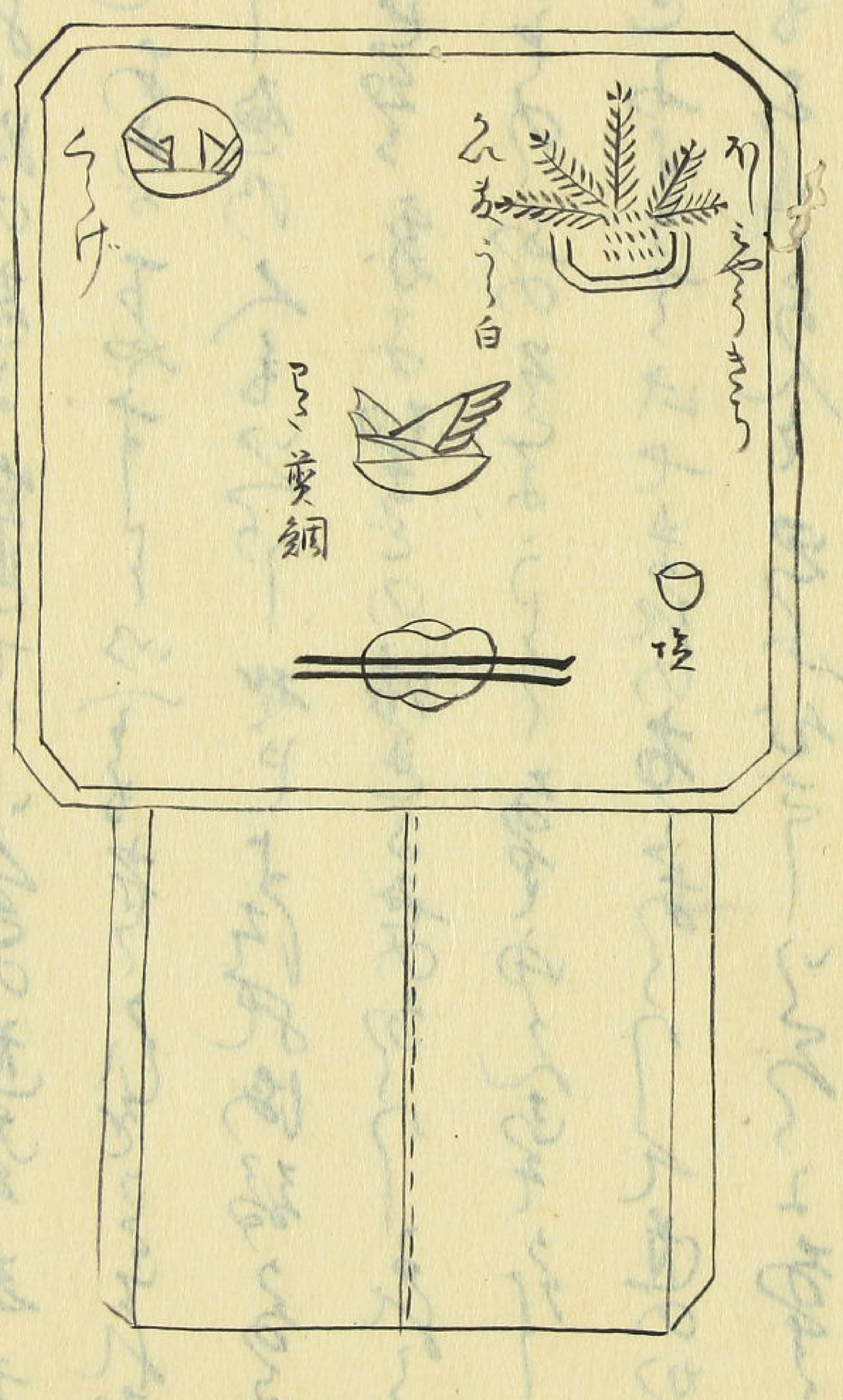

弓馬の家に生れてハいくさの道こそ志るべけれ
なれあるが下やすくしハ文をもまなびをさとれざれども
いづれ西乃人も以て弟子よ諸侯翁のあ時年
生れし弟子むまごの語れる世のかわりまれなる
くさのふのさまようして弓をゆんだそなりけれ
こなれふすりて此七ま記の書をあらはして道のかくれ
をもあらはさんと思ふなざしいつはりてよあするなる
うれ

平貞文書